

静岡県動物愛護センター指定管理者募集要項

令和 7 年 4 月

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

目 次

募集要項	ページ
1 対象施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 指定管理者が行う業務・・・・・・・・	2
3 指定期間・・・・・・・・	2
4 管理基準・業務水準・・・・・・・・	2
5 利用料金制度・・・・・・・・	3
6 指定管理料・・・・・・・・	3
7 自主事業に関する事項・・・・・・・・	3
8 リスク管理、保険加入等に関する事項	4
9 申請に関する事項・・・・・・・・	4
10 募集要項の配布・・・・・・・・	6
11 現地説明会・・・・・・・・	6
12 募集に関する質問・・・・・・・・	6
13 申請の手続・・・・・・・・	7
14 指定管理者候補者の審査及び選定	8
15 モニタリングの実施方法について	10
16 業務の引継ぎについて	11
17 センターの経費について	11
18 光熱水費について	12
19 協定の締結・・・・・・・・	12
20 その他、管理運営に当たっての注意事項	13
21 問い合わせ先及び申請書類等提出先	14

様式

(参考) 静岡県動物愛護センターの指定管理者指定申請に関する申請書類一覧表	15
1 指定管理者指定申請書（別記様式（第2条関係））	16
2 現地説明会参加申込書（様式1）	17
3 質問書（様式2）	18
4 グループ申請構成書（様式3）	19
5 静岡県動物愛護センターの管理運営に関する事業計画書（様式4）	20
6 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類（様式5）	23
7 委任状（様式6）	24
8 辞退届（様式7）	25

業務仕様書（別添）

ページ

1	開館時間及び休館日	27
2	業務の内容	27
3	センター施設の県の利用について	30
4	管理に要する経費	31
5	物品の管理等	32
6	事業実施計画書・事業実績報告書の提出	32
7	事業の継続が困難となった場合の措置	33
8	業務を実施するに当たっての留意事項	33
	・管理業務委託各種仕様書	34

募集要項別紙

1	平面図（別紙1）	55
2	フロア図（別紙2）	57
3	静岡県動物愛護センター 管理業務区分表（別紙3）	59
4	衛生設備平面図（別紙4）	61

仕様書別紙

1	電話配線・機器（別紙5）	63
2	貸付物品一覧（別紙6）	65
3	樹木配置図（別紙7）	67
4	空調機器一覧（別紙8）	69
5	脱臭装置仕様（別紙9）	75
6	発電機仕様（別紙10）	85

参 考

- ・静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例
- ・静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県動物愛護センター指定管理者募集要項

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（令和 6 年静岡県条例第 49 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり静岡県動物愛護センター（以下「センター」という。）の管理運営を行う指定管理者の募集の手続き等を定める。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 静岡県動物愛護センター
- (2) 目 的 動物の愛護及び適正な飼養に関する県民の理解を深めることにより、人と動物の共生する社会を実現すること
- (3) 役 割 ①動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発を行うこと
②動物に関するボランティアの支援を行うこと
③センターを県民の使用に供すること
④①～③の目的を達成するために必要な事業を行うこと
- (4) 所 在 地 静岡県富士市大淵 2158
- (5) 設 置 日 令和 7 年 4 月 1 日
- (6) 面 積 敷地面積 27,506 m²
①本 棟：延床面積 2,224 m²
②多 目 的 棟：延床面積 555 m²
③ドッグラン：面 積 2,166 m²
- (7) 建物構造 本棟：地上 2 階、地下 1 階
- (8) 主な指定管理対象の施設

階層	有料	室 名	備 考
1 階	◎	研修ルーム	100 名収容
		ふれあいエリア (トリミングルームを除く)	・猫展示エリア ・犬猫マッチングルーム ・見学スペース
	◎	トリミングルーム	
		ボランティアルーム	
		トイレ	動物管理棟のトイレを除く
		事務棟廊下 啓発展示エリア	
その他	◎	ドッグラン	アジリティグッズ設置、2 面
		多目的棟	旧体育館
		外構	敷地内樹木、駐車場
		電気室、発電気室、ポンプ室	地階内

別紙 1「平面図」、別紙 2「フロア図」参照

2 指定管理者が行う業務

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発及び相談を行うこと。
- (2) 動物愛護啓発及び適正飼養に関するイベント及び講習を行うこと。
- (3) センターを県民の使用に供すること。
- (4) 利用料金を徴収すること。
- (5) その他動物愛の護及び適正な飼養に寄与するために必要な事業を行うこと。
- (6) センターの維持管理に関する業務を行うこと。

※詳細は「静岡県動物愛護センター管理業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）による。

3 指定期間

令和7年11月1日から令和12年3月31日まで（4年5か月）

ただし、県議会の議決を経て確定する。また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

4 管理基準・業務水準

(1) 管理基準

- ・指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行うこと。
- ・経営努力目標 以下の表の利用率以上

名 称	単 位	枠数※	目 標 利用率	全 額 無償率	利用回数	
						うち無償
研修ルーム	9時～12時	179	21.8%	8.4%	39	15
	13時～16時45分	179	27.4%	14.0%	49	25
	9時～16時45分	179	34.1%	7.3%	61	13
トリミングルーム	1時間	1,077	26.9%	4.7%	290	51
ドッグラン	1頭1時間	25,040	32.4%	—	8,009	—
ドッグラン(貸切)	1時間			0.02%	102	5
合 計	—	26,654	32.1%	0.4%	8,550	109

※研 修 ル ー ム：359（日）

トリミングルーム：359（日）×3（時間）＝1,077

ドッグラン：359（日）×7.75（時間）×9（頭/時間）＝25,040

(2) 業務水準

- ・施設、設備等の日常及び定期点検を実施し、施設又は設備等の異常を発見した場合は、必要に応じて当該施設又は設備等の利用を直ちに中止し、その異常の詳細を確認するなど、施設の安全管理の徹底を図ること。
- ・緊急時の連絡体制（外部からの応援体制の確保を含む）及び点検を含む平常時の業務マニュアルや事故発生時の応急対策などを記載した危機管理マニュアル等を整備し、日頃から緊急時に備えた訓練や職員に対する研修を実施し、安全管理意識及び知識の向上を図り、危機管理体制について万全を期すこと。

5 利用料金制度

センターの管理運営に当たっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく利用料金制度を導入する。

利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。

なお、知事が地震等災害時のペット避難所の用に供するため開館時間の短縮や休館を行った際の利用料金の取り扱い（補填等）については、都度協議を行う。このため、指定管理料の積算においては、地震等災害時のペット避難所の用に供するための開館時間の短縮や休館は考慮しないこと。

6 指定管理料

県が支払う指定管理料は、次の額を指定期間中の年度の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として、事業計画書において提示のあった金額に基づき支払う。支払いの時期、方法については、別途基本協定・年度協定において定める。

額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は行わない。

センターの指定管理に係る会計は、他の会計とは区分して経理すること。

年 度	指定管理料上限
令和 7 年度（5 か月）	20,938,000 円
令和 8 年度	54,795,000 円
令和 9 年度	54,795,000 円
令和 10 年度	54,795,000 円
令和 11 年度	54,795,000 円

7 自主事業に関する事項

「自主事業」とは、施設利用料金以外の料金を利用者から徴収し、又は物販の売上金を得ることを目的として行われるイベント、物販その他の事業をいう。

- ・自主事業を行う場合には、条例の設置目的に反しない範囲で行うものとし、あらかじめ県と協議して承認を得ること。
- ・自主事業に要する経費には、県が支払う指定管理料を充てることはできない。
- ・県民の日（8 月 21 日）、富士山の日（2 月 23 日）に関連する事業を実施するなど、県の施策に配慮すること。（実施日は各日の近辺の日でよい）
- ・指定管理者のもつノウハウを活用して、新しい工夫を取り入れたイベントの実施など、利用者のニーズに合ったサービスの提供による利用促進を図ること。

8 リスク管理、保険加入等に関する事項

(1) リスク管理、責任分担について

指定管理対象の施設における県と指定管理者の業務区分は別紙3「静岡県動物愛護センター管理業務区分表」による。

- ・事故、火災による施設の損傷及び被災者に対する責任は、指定管理者の業務範囲に関するものは指定管理者、県の業務範囲に関するものは県によるものとする。
- ・指定管理者は、災害及び事故等の被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、それらが発生した場合には直ちに県に報告すること。
- ・災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及びマニュアルを県に提出すること。また、訓練や研修及びマニュアルの点検整備を定期的に行うこと。
- ・危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は、迅速に適切な措置を講ずること。

(2) 保険加入について

当施設の特性を踏まえ、必要な保険に加入すること。

この場合、賠償責任保険の加入に際して、被保険者に静岡県も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにすること。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置について

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。この場合、指定管理者が協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとする。

イ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行う。なお、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。

9 申請に関する事項

(1) 申請資格

ア 法人その他の団体（以下「団体」という。）。個人での申請は不可。

イ 複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）

(ア) グループで申請する場合は代表団体を決めること。他の団体は構成団体とする。

(イ) 単独で申請した団体がグループの構成員となったり、複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできないものとする。

(2) 申請者の制限

次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっ

ているグループは、申請者となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167 条の 4 の規定に該当する者

イ 静岡県から指名停止措置を受けている者

ウ 直近 3 年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がなされている法人等（平成17年 6 月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第 1 項又は第 2 項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク 平成12年 3 月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者

ケ 平成12年 4 月 1 日以後に民事再生法第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第 1 項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ 静岡県動物愛護センター指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員と資本面で関連がある者

(3) 選考の除外

申請書を提出した団体が次の要件に該当した場合は、その者を選考の対象から除外する。

ア 申請書の記載内容に虚偽又は不正があったとき。

イ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会委員に対し、接触を求め

たり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけた場合。

ウ 複数の事業計画書を提出したとき。

エ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更したとき。

オ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

カ 県が支払う指定管理料について、上限額を超える提示をしたとき。

キ その他、指定管理者の募集等に関して不正な行為があったとき。

10 募集要項の配布

(1) 配布場所

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館5階）

T E L : 054-221-2347 F A X : 054-221-2342

(2) 配布期間

令和7年4月4日（金）から令和7年5月12日（月）まで

募集要項・申請書様式等は静岡県ホームページから終日ダウンロード可能。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/shiteikanri/1066717/1067863.html>

※来訪の場合は平日の午前9時から午後5時の間とする（ただし、正午から午後1時までの間を除く）。

11 現地説明会

(1) 場 所 静岡県動物愛護センター 研修ルーム

(2) 日 時 令和7年4月11日（金） 午後2時から（2時間程度）

(3) 参加人数等 1団体（グループ）2名以内とする。

各自、募集要項を持参すること。

(4) 内 容 募集要項・業務仕様書に関する説明、施設見学

(5) 申込方法 現地説明会参加申込書（様式1）に必要事項を明記の上、郵送又は電子メールのいずれかで「21 問い合わせ先及び申請書類等提出先」へ申込む。

(6) 申込期限 令和7年4月10日（木） 午後5時（必着）

12 募集に関する質問

(1) 受付期間 令和7年4月14日（月）から

令和7年4月18日（金）まで（午後5時必着）

(2) 受付方法 質問書（様式2）に質問事項を記入の上、郵送又は電子メールのいずれかで、「21 問い合わせ先及び申請書類等提出先」へ提出すること。

(3) 回答方法 質問者及び現地説明会参加者に、電子メールにて回答する。

(4) 回答の公表 質問及び質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものと県が認めたものを除き、県のホームページで公表する。

13 申請の手続

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の事項に従い申請書類を提出すること。
なお、申請に関して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書

(静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式)

イ グループ申請構成書(様式3) 【グループ申請の場合】

ウ 静岡県動物愛護センターの管理運営に関する事業計画書(様式4)

エ 事業者に関する各種書類

グループで申請する場合は構成団体ごとに提出すること。また、構成する全ての団体のものを提出すること。

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

(ウ) 印鑑証明書(法人の場合は法人の印鑑証明書、法人でない場合は代表者の印鑑証明書) 【グループ申請の場合】

(エ) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類(様式5)

法人等の事業内容が分かるパンフレット等があれば、併せて提出すること。

(オ) 役員の名簿及び履歴を記載した書類

(カ) 直近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(キ) 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書

(ク) 過去の業務実績を記した書類(利用料金徴収施設の管理等の実績、動物愛護に関する相談、啓発事業等の実績に関するもの。)

(ケ) グループ協定書の写し(様式任意) 【グループ申請の場合】

(コ) 委任状(様式6) 【グループ申請の場合】

(サ) その他参考となる書類

※各証明書は、申請日前3ヶ月以内に交付されたものとする。

オ 提出書類作成上の注意事項

(ア) 言語、通貨及び単位は原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める計量単位とする。

(イ) 規格はA4判とする。ページ数を中央下に表記すること。

(2) 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

正本、副本とも目次を付け、2穴綴じファイルに綴じる。

(3) 提出先

「21 問い合わせ先及び申請書類等提出先」に同じ。

(4) 提出期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月14日（水）

(5) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、「書留」とすること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間を除く）。

(6) 申請書の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。

ただし、県は、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合、その他県が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で利用できるものとする。

イ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

ウ 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書換え、差替え、又は撤回することはできない。

エ 辞退

申請書類の受理後に辞退する場合は、**辞退届（様式7）**を提出すること。

オ 返却

申請書類は、一切返却しない。

14 指定管理者候補者の審査及び選定

(1) 選定方法

ア 審査委員会が、プレゼンテーション及びヒアリング並びに申請書類の内容を審査し、優秀者1者を選定する。

イ 審査委員会は、選定した優秀者を候補者案として知事に報告し、知事が報告に基づいて指定管理者候補者を選定する。

ウ 申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この申請に基づく指定管理者の選定は行わない。

(2) 審査委員会

審査委員会は、学識経験者、公認会計士及び類似業務の関係者などの委員で構成する。

委員は次の表のとおり。

氏 名	所 属 ・ 役 職
畔村 勇次	公認会計士畔村勇次事務所
杉山 和寿	(公社) 静岡県獣医師会長
寺田 孝徳	富士市環境総務課長
平井 潤子	特定非営利活動法人アナイス代表
米倉 克昌	静岡県健康福祉部生活衛生局長

(敬称略・50音順)

(3) 審査

ア プレゼンテーション及びヒアリング

令和7年5月21日(水)午後に開催の審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション及び同者に対するヒアリングを行う。時間、場所、実施方法などの詳細は、別途通知する。

イ 優秀者の選定

審査委員会で、申請者の評価を行い、優秀者1者を選定する。

(4) 選定基準

次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、総合的に判断する。

- ア 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理・運営を安定して行う能力を有しているものであること。
- エ 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。

(5) 審査項目と配点

審査項目及び配点は次のとおり。

ア 団体の能力

20 点

- (ア) 団体の経営状況、事業実績
- (イ) 動物愛護普及啓発の施設に関する基本的考え方
- (ウ) 類似施設の運営実績

イ 経営に関する計画

24 点

- (ア) 収支計画及び指定管理料
- (イ) 来所者計画
- (ウ) 管理経費の節減等
- (エ) 有料施設の利用率向上

ウ 組織体制に関する計画

16 点

- (ア) 管理運営体制

- (イ) 職員の配置計画
- (ウ) 職員の研修計画
- (エ) 苦情等に対する方策

エ サービス向上、利用増進に関する計画 20 点

- (ア) 会館利用者数、イベント、自主事業計画、広報計画
- (イ) 利用者意見の反映
- (ウ) 地域団体等との連携

オ 施設管理に関する計画 10 点

- (ア) 施設管理に係る体制
- (イ) 施設の維持、管理

カ 危機管理体制 10 点

- (ア) 地震・火災等緊急時の対応
- (イ) 事故防止の取組及び発生時の対応
- (ウ) 個人情報の保護措置

(6) 選定結果の通知と公表

審査委員会での選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補者を選定する。選定結果は、選定後速やかに申請者に通知するとともに公表する。

また、県は、申請者から得た情報及び評価点数等について、選定終了後にホームページへの公開や報道機関への情報提供などにより公表する。

(7) 指定管理者の指定

県議会の議決を経て、指定管理者に指定し、その旨を告示する。

15 モニタリングの実施方法について

(1) 事業実施計画書・実績報告書の提出

業務仕様書に定める事業実施計画書及び実績報告書等を作成し、提出すること。

その他、必要に応じて、県から管理運営状況についての報告書の提出を求めることがある。また、必要に応じて、県が実地調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがある。

(2) 静岡県動物愛護センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）の提言の尊重

管理業務の実施に当たり、県が開催する評価委員会が行う提言については、尊重すること。また、前年度の提言に対する措置状況を次年度の評価委員会において報告すること。

(3) 利用者満足度調査の実施

管理業務の実施に当たり、利用者の声を業務の参考に資するため、利用者アンケート調査を実施し、結果を県へ報告すること。

(4) 事業実施計画書等の公表

上記の事業実施計画書及び実績報告書並びに評価委員会に提出した書類及び評価結果は、原則として県ホームページにおいて公表する。

16 業務の引継ぎについて

指定期間が終了したとき又は指定管理が取り消された場合は、以下のとおり業務に引継ぎを行うこと。

- (1) 施設を原状に回復し、県に施設、備品及び必要な書類等を引き渡すこと。
- (2) 次期指定管理者又は県と十分に業務引継ぎを行うこと。
- (3) 指定期間満了後の使用に係る利用料金を次期指定管理者又は県に引き継ぐこと。

17 センターの経費について

本棟等の行政財産部分は県が使用し、施設管理を行う。

センター行政財産部分（別紙2「フロア図」の黄色部分。）も含め、指定管理者は施設全体の設備管理業務を行う。

施設・設備の維持にかかる経費、光熱水費（電気・ガス・水道料金）は、事業者からの請求に従って、指定管理者が一括して支払う。このうち、行政財産使用部分にかかる経費（以下、「県負担額」という。）については、県が別途指定管理者と締結する**支払協定**に基づき、指定管理者が県に請求し、県が指定管理者へ支払う。

なお、令和7年度については、設備管理業務のうち、自家用電気工作物保安管理、熱源設備設保守点検等、年度で分割できない業務は、県が実施し、その経費を県が支払う。

(1) 負担の考え方

ア 総費用

指定管理者が事業者を支払った額（もしくは当該業務のため自ら実施した額）

イ 指定管理者負担額

総費用 × 面積割合【計算後、小数点以下端数切り上げ】

ウ 県負担額

総費用 － 指定管理者負担額

エ 面積割合

指定管理者 61.5%、県 38.5%とする。途中での部屋の用途変更や一時利用停止等があったとしても、原則として指定期間を通じ本割合を適用する。

オ 工事業者や自動販売機設置事業者等が光熱水費や設備費を負担する場合

工事業者や自動販売機設置事業者等が負担した額を控除した額を総費用とする。

カ 収支計画・事業計画

総費用を「費用」に計上し、県負担額は「負担金収入」として計上する。

キ その他

総費用が特定できない経費は県との按分を行わず、全額指定管理者負担額とする。

例：「金額を示す書面がない」「按分対象外の支出と一体で区分不可」等

(2) 経費毎の負担割合

区分	対象経費
指定管理者と県の面積割合	廃棄物処理、植栽等整備、自家用電気工作物保安管理、熱源設備・空調保守整備、脱臭装置保守点検、浄化槽清掃、消防用設備点検、井水受水槽清掃・水質検査、その他施設全体の設備保守・点検にかかる経費、光熱水費
全額指定管理者	清掃（指定管理対象部分）、巡回業務（指定管理対象部分）、少額修繕（建物躯体、建物附属設備、指定管理範囲の室内設備・工作物）、貸付物品管理・修繕
全額県	少額修繕（県管理範囲の室内設備・工作物）

18 光熱水費について

(1) 計画額

事業計画・収支計画の指定管理者の割合額は、以下の額を用いること。

年度	電気代	ガス代	水道代	総額
令和7年度 (5か月)	10,166,000 円	31,000 円	243,000 円	10,440,000 円
令和8年度～ 令和11年度	各年度 24,400,000 円	各年度 75,000 円	各年度 583,000 円	各年度 25,058,000 円

※市水、井水の使用箇所は別紙4「衛生設備平面図」参照

(2) 光熱水費（総額）の実績額が計画額を下回る場合

指定管理料のうち、「指定管理者負担額にかかる光熱水費として県が支払った額と光熱水費実績額の差額」を、翌年度5月末までに県に返還すること。

※返還は各経費毎の差ではなく、総額の差で行う。

(3) 光熱水費（総額）の実績額が計画額を上回る場合

指定管理者の責によらない場合は補填するため、速やかに県に協議を申し入れること。

19 協定の締結

(1) 基本協定、年度協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者として指定された団体と県で業務を実施していく上で必要となる事項について協議を行い、これに基づいて**基本協定**を締結する。

また、年度ごとの取り決めが必要となる事項については、**年度協定**を締結し、その内容を明記する。

指定管理者として指定された団体が、正当な理由なくして**基本協定・年度協定**の締結に応じない場合は、指定を取り消す場合がある。

基本協定には以下の事項が記載される。

ア 利用承認等に関する事項

条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て利用料金を定めることができる。利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することが

できる。

イ 利用料金の減免に関する事項

(ア) 必ず利用料金を減免する場合

業務仕様書 2「業務の内容」(3)イ(エ)による。

(イ) 減免額相当額の補填

(ア)以外の場合の減免額相当分は指定管理料に含まれているものとし、県から補填しないため、事業計画(収支計画)の作成に当たっては注意すること。

(2) 支払協定の締結

「17 センターの経費について」に記載する県負担額の取り扱いを定める**支払協定**を締結する。

20 その他、管理運営に当たっての注意事項

(1) 指定管理者名の表示について

指定管理の業務を行う場合は、センターが指定管理者制度による施設であることを利用者等に示すため、施設内やパンフレット、ホームページなどに指定管理者名を表示すること。

(2) 安全配慮について

指定管理者は、業務を行うに当たり、利用者の安全確保を最優先とした管理を行うこと。特に、ドッグランについては、咬傷事故などの危険性も考えられることから、細心の注意を払うとともに、負傷者の出た際の対応などについても体制を整備すること。

(3) 環境に配慮した取組について

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づいて行う年間エネルギーの使用量(電気、ガス、燃料等)を県へ報告すること。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めること。

(4) 法令等の遵守について

管理業務を行うに当たっては、次に例示する法令等、その他センターの管理を行う上で必要な法令等を遵守すること。

ア 地方自治法、同施行令

イ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

ウ 静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例、同条施行規則

エ 消防法、浄化槽法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令

オ 個人情報保護法

カ その他関係法令

(5) 公租公課等の取扱いについて

地方消費税、事業所税、法人住民税等の公租公課については、全て指定管理者として指定された団体の負担とする。

また、19(1)及び(2)に定める**基本協定・年度協定・支払協定**に係る収入印紙は、指定管理者の負担とする。

(6) 業務の委託について

指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

ただし、県が必要と認めた場合については、業務の一部に限り、県の承認を得て再委託することができる。(再委託先の選定については、静岡県暴力団排除条例に従って暴力団関係者を排除すること。)

(7) 個人情報の管理について

指定管理者は、個人情報保護法に基づき個人情報を適切に管理すること。

(8) 守秘義務について

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定期間が終了した後も同様とする。

(9) 情報公開について

指定管理者は、静岡県情報公開条例の趣旨に基づき、管理運営業務に関して保有する情報について、適正に公開するように努めること。

(10) 指定管理業務用の県備品の取扱いについて

指定管理業務用の県備品については、指定管理者に無償で貸与する。

年1回以上、貸与備品の全数確認を行い、結果を県へ報告すること。

(11) 監査等について

静岡県監査委員会による監査は、指定管理業務だけでなく、指定管理者が処理している出納関連事務も対象となること。

(12) 消防体制について

本施設においては、行政財産部分も含め、指定管理者が単一の防火管理者となること。消防計画、自衛消防隊、訓練等で必要な事項については、県職員も協力し一体となって行うので、人員や役割の分担について県と協議し、決定すること。

(13) その他

当募集要項の配布後に生じた施設・設備等の変更については、県及び指定管理者において協議する。

21 問い合わせ先及び申請書類等提出先

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号（県庁西館5階）

T E L : 054-221-2347 F A X : 054-221-2342

E-mail: eisei@pref.shizuoka.lg.jp

(参考) 静岡県動物愛護センターの指定管理者指定申請に関する申請書類一覧表

書 類	内 容	チェック欄
別記様式	指定管理者指定申請書	
様式 1	現地説明会参加申込書	
様式 2	質 問 書	
様式 3	グループ申請構成書 【グループ申請の場合】	
様式 4	静岡県動物愛護センターの管理運営に関する事業計画書	
	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	
	法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し	
	法人の印鑑証明書 【グループ申請の場合】	
様式 5	団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類 ※法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出すること。	
	役員の名簿及び履歴を記載した書類	
	直近 2 事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類	
	直近 3 年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書	
	過去の業務実績を記した書類（貸し館施設及び健康増進施設又はこれに類する施設の管理に関するもの。）	
	グループ協定書の写し（様式任意） 【グループ申請の場合】	
様式 6	委任状 【グループ申請の場合】	
	その他参考となる書類（書類名） ・ ・ ・	

「チェック欄」は、提出書類の確認に御利用ください。

別記様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県動物愛護センターの管理に関する業務を行いたいので、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

様式 1

現地説明会参加申込書

団体（グループ）名		
参加者氏名 （2 人以内）		
連絡先	担当者氏名	
	担当者所属	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

※募集に関する質問に対する回答（募集要項 1 2 （3））は、上記電子メールに送付するので、必ず記入すること。

様式 2

質問書

資料名			頁	
項目				
質問内容				
質問者	団体 (グループ) 名			
	担当者所属			
	担当者氏名			
	電話番号			
	電子メール アドレス			

※質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

※質問事項は、この用紙 1 枚につき 1 件とする。

様式 3

グループ申請構成書

グループの名称等

静岡県動物愛護センターにおける指定管理者の申請について、次のとおり、グループを組んで申し込みます。

構成員 1（代表となる団体）	所在地 名称等 代表者	印
構成員 2	所在地 名称等 代表者	印
構成員 3	所在地 名称等 代表者	印
構成員 4	所在地 名称等 代表者	印
構成員 5	所在地 名称等 代表者	印

※この書類はグループによる申請を行う場合のみ提出すること。

※グループの構成団体が 5 を上回る場合は、適宜必要事項を追加すること。

※グループ協定書の写し、委任状（様式 6）を併せて提出すること。

様式 4

静岡県動物愛護センターの管理運営に関する事業計画書

団体（グループ）名 _____

1 指定管理者に申請する理由

2 施設管理運営に関する基本的な考え方

3 管理組織体制

（１）配置予定人数 人

（２）人員体制・配置計画（別添人員配置計画に記載の上、組織図を示すこと）

（３）職員の研修（人材育成）計画

4 経営管理

（１）管理経費縮減の方策、提案（施設管理関係委託の複数年契約の可能性等）

（２）個人情報保護及び情報公開に関する考え方

（３）管理運営に係るPR事項

（４）自主事業に関する提案

5 危機管理体制

（１）地震・火災等緊急時の対応

(2) 事故防止の取組及び発生時の対応

(3) 関係法令の遵守及び個人情報の保護措置

6 事業計画

(1) 動物愛護及び適正飼養の普及啓発

(2) ホームページ等による情報提供

＊ 事業計画については年間スケジュールを別葉で示すこと。

＊ 項目ごと、2ページ以内で記載すること。

7 静岡県動物愛護センターの管理運営に関する収支予算

＊ 主要な項目ごとに経費を示すこと

＊ 按分の計算確認のため、別添「収支予算」のエクセルファイルに数値を入力し、その電子ファイルを県に提出すること。

＊ 以上の様式を適宜調整して提出することも認める。

別添 人員配置計画

センターに配置する職員について各項目に記載すること。

役職	担当業務内容	能力・資格、 実務経験 年数等	雇用形態				職員の 年齢層	一週間の 勤務時間	備考
			正規	非正規	委託	その他（具体的に）			

※記載方法

- ・「役職」については、センターを管理運営する上で必要と思われる役職（マネージャー、副マネージャー、飼育指導・受付担当等）を記入すること。
- ・「能力、資格、実務経験年数等」は、実際に配置する予定職員を想定の上で記入すること。
- ・「雇用形態」は、該当する欄に○を付けてください。「その他（具体的に）」は具体的な雇用形態を記入すること。
- ・正規職員とは、週 40 時間程度勤務し、貴団体が複数年にわたり雇用する職員とする。非正規職員は正規職員以外の者とする。
- ・センター勤務以外、貴団体の本社等に本施設の管理に係る人員（実務を担当する職員）を置く場合も記入すること。その場合は、備考欄にその旨を明記すること。

様式 5

団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類

法 人 名	
代 表 者 職 氏 名	
主たる事務所の所在地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
設 立 年 月 日	

1 法人設立の趣旨・目的・沿革等

2 組織体制の状況

3 具体的な活動内容

4 最近の活動と実績

*以上の様式を適宜調整して提出することも認める。

*過去3年間の収支予算書、収支決算書を添付すること。

様式 6

委任状

年 月 日

グループ名 _____

構成員 1 (代表となる団体)	所在地 名称等 代表者	印
構成員 2	所在地 名称等 代表者	印
構成員 3	所在地 名称等 代表者	印
構成員 4	所在地 名称等 代表者	印

我々は、次の団体をグループの代表団体とし、静岡県動物愛護センターにおける指定管理の申請手続き等に関して以下の事項について委任します。

受任者

所在地

名称等

代表者

印

委任事項

- 1 指定管理者の指定の申請に関する件
- 2 申請書類の提出に関する件
- 3 申請の辞退に関する件
- 4 協定の締結に関する件
- 5 委託料の請求受領に関する件
- 6 契約に関する件

※この書類はグループによる申請を行う場合のみ提出すること。

※グループの構成団体が 5 を上回る場合は、適宜必要事項を追加して調整すること。

様式 7

辞退届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

年 月 日付けで静岡県動物愛護センターの指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退します。

余白

静岡県動物愛護センター管理業務仕様書

静岡県動物愛護センターの指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（令和6年条例第49号。以下「条例」という。）、静岡県動物愛護センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という）及びこの業務仕様書に定める。

1 開館時間及び休館日

（１）開館時間

午前9時から午後4時45分まで

（２）休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日

（３）その他

ア 知事は特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

イ 指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ知事の承認を受けたときは、開館時間を変更できることとし、また、臨時の開館又は休館を決定できることとする。

2 業務の内容

○概要

区分	事業概要	実施するために必要な資格
(1) 普及啓発・相談	動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発及び相談	動物に係る知識及び技術を習得していることの証明となる資格※
	ホームページ等による情報提供	
(2) イベント等	県民向け犬のしつけ方教室、動物愛護普及啓発イベントの開催	特になし
	動物愛護教室、ふれあい訪問活動の実施	
(3) 施設の貸出し等	公の施設の県民への使用提供	特になし (法令等により従事資格者等が定められているものを除く)
	有料施設の貸出及び利用料金の徴収	
(4) 会議等	センター運営調整会議等の実施	特になし
(5) 施設の維持管理等	施設の維持管理等	特になし (法令等により従事資格者等が定められているものを除く)

※愛玩動物飼養管理士（公益社団法人日本愛玩動物協会）、公認訓練士（（一社）ジャパンケネルクラブ/（公社）日本警察犬協会）、ドッグライフカウンセラー（NPO法人社会動物環境整備協会）など犬とヒトが生活する上でのトラブル防止の知識を有した者に与えられる資格。

○内容

(1) 普及啓発・相談

ア 動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発及び相談

県民からの犬の飼い方及びしつけに関する相談等に対応する。

回数：随時

イ ホームページ等による情報提供

施設の利用促進を図るため、利用動向を的確に把握し、関係団体への情報提供、YouTube 動画等インターネットを活用した情報発信など普及宣伝を行うこと。広報活動については、事業計画の中で提案を行うこと。

また、センターのホームページを新規で作成すること。新しいホームページのデザイン・内容やドメイン名については、予め県の承諾を得ること。

回数：月 1 回以上更新

(2) イベント等

ア 県民向け犬のしつけ方教室及び動物愛護普及啓発イベントの開催

県民を対象に、犬のしつけ方教室及び動物愛護普及啓発イベントを開催する。

開催に当たっては、県をはじめ、(一社) 動物保護協会、動物愛護ボランティア等と連携し、効果的に実施する。

回数：年間36回程度(令和 7 年度は年 4 回程度)

イ 動物愛護教室及びふれあい訪問活動の実施

主に小・中学生を対象とした動物愛護教室や社会福祉施設等でのふれあい訪問活動等の個別活動を開催する。開催に当たっては、県をはじめ、教育委員会、(一社) 動物保護協会、動物愛護ボランティア等と連携し、効果的に実施する。

回数：年間12回程度(令和 7 年度は年 4 回程度)

(3) 施設の貸出し等

ア 公の施設の使用

センターを県民の使用に供するために次の業務を行う。

(ア) 施設情報の提供

ホームページ等においてセンターの各施設(条例第 3 条施設)の情報を提供する。

(イ) 施設における県民交流

啓発展示エリアにおける動物ボランティア団体の活動情報の発信など、センターの各施設を活用した県民交流が図られるようなイベントや展示など新しい工夫やサービスの提供を企画する。また、県関連行事や地域団体関連事業などに合わせ、施設利用や施設理解を深めることができるような取組を行う。

経営努力目標が示されている貸出し施設については、目標とする利用率以上となるよう取組を行う。

(ウ) 使用に供する施設の管理業務

利用案内、解錠・施錠及び備品の点検・貸出しに関し、指定管理者が行う具体的な取扱いを制定し、運用する。

イ 有料施設の貸出及び利用料金の徴収

研修ルーム、トリミングルーム及びドッグランの貸出及び利用料金の徴収のた

に次の業務を行う。

(ア) 受付業務

予約、受付、使用の承認等の手続きを行う。

(イ) 利用に関する事務の取扱

利用に関し、指定管理者が行う具体的な取扱いを制定し、運用する。

(ウ) 利用料金の徴収

あらかじめ県から承認を受けた利用料金を利用予定者が容易に認知できるよう掲示し、事前に利用料金を徴収する。なお、利用者の責めに帰すことができない理由で利用できなかった場合又は利用日の前日までにキャンセルを申し出た場合は既納の利用料金を還付する。

(エ) 利用料金の減免

下表に該当する場合は、施設の利用料金を免除する。

利用料金を減免する場合	施設名
県が主催者として実施する事業で施設を使用するとき	ドッグラン 研修ルーム トリミングルーム
(一社) 静岡県動物保護協会の登録ボランティアが動物愛護事業で施設を使用するとき	研修ルーム

ウ 無料施設の取扱い

猫展示エリア、犬猫マッチングルーム及び啓発展示エリア取扱いに関して、次の業務を行う。

(ア) 受付業務

啓発展示エリアにおける展示物の掲示の受付、使用の承認等の手続きを行う。

猫展示エリア及び犬猫マッチングルームは、原則県が使用するものとし、使用に関し、指定管理者は県と適宜協議を行う。

(イ) 使用に関する事務の取扱

啓発展示エリアの利用に関し、指定管理者が行う具体的な取扱いを制定し、運用する。

(4) 会議等

指定管理者は、県と連携してセンター運営打合せ会議を開催し、運営する。

区分	内 容
回数	年間2回以上
構成団体	指定管理者、県
目的	センターの管理運営、指定管理業務の実施に係る連絡調整

(5) 施設の維持管理等

ア 施設等管理

次の施設の維持管理に係る業務を実施するに当たり、施設管理の方法等については、本業務仕様書に示すほか、別添の管理業務委託各種仕様書に記載のある項目、内容の全てを指定管理者が実施すること。

また、指定管理者は、施設及び敷地内について良好な衛生環境、美観の保持に

心掛け、施設としての安全かつ快適な空間を保つために日常及び定期的な清掃を行うこと。

施設の維持については、施設が正常に保持され、適正な使用に供することができるよう、日常的な保守点検を行い、部品交換や補修・修繕を行うこと。

停電や断水を伴う設備の保守点検は、原則として県職員等の勤務時間外で対応すること。点検のため休館日を設定することは認めるが、利用料収入の補填は行わない。

- (ア) 清掃業務
- (イ) 巡回業務
- (ウ) 建物、設備、工作物、植栽等管理業務
- (エ) 物品等管理業務
- (オ) 点検業務
- (カ) 防災、地震対策業務

イ 経理業務

- (ア) 指定管理料事業の経理業務
- (イ) 利用料金の設定、利用料金の収受、県への報告業務
- (ウ) 施設設備管理経費及び光熱水費並びに業務経費等の支払業務
- (エ) 県と共同利用する施設内費用の県負担金の請求、収受業務

ウ 初年度（令和7年度）施設等管理の特例

指定管理業務初年度（令和7年度）は、年度途中からの管理業務となるため、年間契約が必要となる次の維持管理業務は県が実施する。

- (ア) 自家用電気工作物保安管理
- (イ) 熱源設備・空調保守整備
- (ウ) 脱臭機装置保守点検
- (エ) 浄化槽清掃
- (オ) 消防用設備点検
- (カ) 受水槽清掃・水質検査

その他、初年度は、指定管理者は指定管理者の業務とされているうち、別添管理業務委託各種仕様書2「設備管理業務一覧」R7に示す業務を実施する。

3 センター施設の県の使用について

センターには、条例で定める施設とそれらに付随する設備等による公の施設以外に、県行政業務に使用する県行政財産部分がある。募集要項別紙3 静岡県動物愛護センター管理業務区分表で示すほか、次のとおりとする。

ア 行政財産部分の施設での県職員等の勤務について

募集要項別紙2「フロア図」の黄色部分は、県行政業務での専用使用部分となるため、原則、立入を認めない。

県行政財産部分を利用する県職員の勤務時間は原則として月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分（その他時差勤務、土日祝日勤務あり）であり、また、（一社）静岡県動物保護協会職員の勤務時間は原則として、月曜日～日曜日の午前8時30分から午後5時15分（シフト制、適宜不在日あり）である。

指定管理者が管理する施設については、原則、指定管理者職員不在時には施錠する。県職員等の勤務がある場合、指定管理者職員不在時であっても、県職員等の責任において解錠・施錠を行うことがある。その場合、県と指定管理者の間で必ず連

絡等の引継ぎを行うこと。

センターの休館日及び休館時間帯における施設トラブル時に、県職員からの連絡を受けることができる体制とすること。

イ 行政財産部分の施設への立ち入り

事務所及び動物管理棟等の県行政財産部分は、原則、指定管理者職員は立ち入らない。ただし、火災や防犯警報など安全確保のための対策等において緊急的な立ち入りが必要となる場合にはこの限りでない。また、事務所及び治療室は県職員等が不在時には機械警備が行われる。

なお、県行政財産部分を含め、指定管理者が施設全体の設備管理を行うに当たり、県行政財産部分に立ち入る必要がある場合には、あらかじめ県職員に立ち入りの必要性を報告した後に、立ち入ることができること。

センターの休館日及び休館時間帯における施設トラブル時に、県職員からの連絡を受けることができる体制とすること。

なお、停電や断水を伴う設備の保守点検は、原則として県職員の勤務時間外で対応すること。点検のため休館日を設定することは認めるが、利用料収入の補填は行わない。

ウ インターネット回線について

センター事務室には、募集要項別紙2「フロア図」のとおりインターネット用の配線・機器が設置されており、指定管理者がセンターの利用促進、利便性向上のために使用ができる。

エ 電話回線について

センター施設内の事務室や研修室等には、別紙5のとおり電話の配線・機器が設置されている。そのうち事務室内や動物棟の電話については県行政業務専用で利用するが、それ以外の事務棟の電話機は施設内部通話用として、指定管理者がセンターの事業に必要な場合にそれを使用できる。なお、電話交換機（PBX）やそれに付随する電話機の維持管理については県が行う。

4 管理に要する経費

（１）経費の支払い

県は、センターの管理運営に必要な経費に充てるため、指定管理料上限額を元に定める毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払う。

県が支払う経費に含まれるものは次のとおりとする。

ア 人件費

イ 事務費（旅費、消耗品費、広報費、通信費、使用料、公租公課等）

ウ 管理費（光熱水費、施設設備保守管理費、検査手数料、修繕料、施設管理用消耗品費等）のうち、指定管理者負担分

※なお、非常用自家発電機の燃料は県で補充する。

エ 事業費（業務仕様書「2 業務の内容」の実施に要する経費）

（２）経費の返還及び補填

経費のうち光熱水費については、光熱水費実績額が計画額を下回っていた場合は、指定管理者はその差額について基本協定により返還手続きし、県からの納入通知に基づき返還する。

また、指定管理者の責によらない理由により光熱水費実績額が計画額を上回った場合は、指定管理者は速やかにその理由等を明示し、県に補填協議を求めることができ

る。

(3) 県負担額の支払

県行政財産部分も含め、指定管理者が2(5)アにより行う施設等管理においては、施設・設備の維持にかかる経費、光熱水費の県負担割合による県負担額分は毎年度定める支払協定に基づき、県が指定管理者の請求により支払うものとする。

5 物品の管理等

(1) 指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の物品は県の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者が管理する県の所有する物品については、「静岡県財務規則」及び関係例規等に基づいて管理等を行うものとする。

※貸付物品の状況は、毎年1回以上確認すること。

(3) 指定管理者は、業務において使用する県の所有に属する物品のうち、1品の取得価格が税込み10万円以上の物品については異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない。

(4) 貸付物品は別紙5のとおり。

(5) 敷地内の立ち木(工作物)の実態については、指定期間中2回以上(最終年度は必ず)確認する。

6 事業実施計画書・事業実績報告書の提出

(1) 事業実施報告書の提出

指定管理者は、毎年度、年度開始10日前までに次の事項を記載した事業実施計画書を提出する。ただし、令和7年度については、令和7年10月13日までに提出する。

ア センターの管理に関する業務計画

(ア) 普及啓発・相談に関する取組内容(ホームページ等での発信等活動を含む)

(イ) イベント実施に関する取組内容(動物愛護教室等の開催回数・方法を含む)

(ウ) 施設の貸出しに関する取組内容(受付等実施方法、利用促進方法を含む)

(エ) 運営に関する打合せ会議

(オ) 施設の維持管理に関する取組内容(業務年間計画表を含む)

イ 業務に係る収支見込み

ウ センターの利用見込み

(2) 事業実績報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次の事項を記載した事業実績報告書を提出する。

ア センターの管理に関する業務の実施状況

イ 業務に係る収支状況

ウ センターの利用状況

エ その他、知事が必要と認める事項

(3) 月次報告書の提出

指定管理者は、毎翌月10日までに次の事項を記載した月次報告書を提出する。

ア センター利用者数(有料施設分)

イ 利用料金収入

ウ その他、知事が必要と認める事項

(4) 報告書の内容の調査

その他、知事は指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて報告を求め、また、施設、物品及び各種帳簿等の調査を行うことがある。

7 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合県に生じた損害は指定管理者が県に賠償するものとする。

- (2) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により適切な管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、管理運営の継続の可否について協議を行うものとする。なお、その結果事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

8 業務を実施するに当たっての留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 次のアからカに掲げる法令等を遵守する。

ア 地方自治法、同施行令

イ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

ウ 静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例、同条施行規則

エ 消防法、浄化槽法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令

オ 個人情報保護法

カ その他関係法令

- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしない。

- (3) 県と連携を図った運営を行う。

- (4) 各種調査等の事務に対応できる体制の確保に努めること。

- (5) 指定管理者がセンターの管理運営に係る各種施設規程・要綱等を作成する場合には、県と協議する。

- (6) キャッシュレス決済及び電子決裁の推進に努めること。

- (7) **本業務仕様書**に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者は誠意をもって協議し決定する。

管理業務委託各種仕様書

1 施設管理業務一覧

○県との費用按分ありの業務

	業務名	業務の内容
ア	廃棄物処理	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、「清掃業務仕様」により実施 ・一般廃棄物（可燃物）週 2 回以上 （処理回数については目安であり、状況に応じて実施すること） ・一般廃棄物（不燃物）及び産業廃棄物は状況に応じて、県と協議し、適宜処理を実施
イ	植栽等整備	「植栽等管理業務仕様」のとおり実施

○県との費用按分無しの業務

	業務名	業務の内容
ア	清 掃	・「清掃業務仕様」により日常清掃及び定期清掃を実施 ・日常清掃は休館日及び定期清掃の日を除く毎日実施 ※行政財産部分施設（募集要項別紙 2 参照）の清掃は指定管理者の業務対象外
イ	巡回業務	・「巡回業務仕様」により毎日実施
ウ	その他	・「静岡県動物愛護センター施設等管理業務要領」により、設備の運転確認、防火設備の確認等を実施

2 設備管理業務一覧（R 8～11）

	業務名	業務の内容
ア	自家用電気工作物 保安管理	・「電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）」による自家用電気工作物の保安管理 ※「自家用電気工作物の保安業務内容」のとおり
イ	熱源設備・空調保守 整備	・空調機器類点検年 2 回、フィルター点検・清掃年 2 回、フロンガス類点検年 1 回 ※「熱源設備・空調保守整備業務要領」のとおり
ウ	脱臭装置保守点検	・「脱臭装置保守点検業務要領」により年 1 回装置のメンテナンスを実施
エ	浄化槽清掃	・「浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）」を遵守し、浄化槽の清掃及び管理を「汚水処理施設維持管理業務仕様」により実施
オ	消防用設備点検	・「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」に基づき、「消防用設備点検業務仕様」により消防用設備点検（機器点検年 2 回、総合点検年 1 回）を実施
カ	井水受水槽清掃・ 水質検査	・「受水槽点検業務仕様」により井水受水槽の清掃等設備管理を実施

※法令変更等に伴う点検等の実施も指定管理者が行うこととする。また、本業務仕様書に掲載されていない施設管理等に係る点検や保守等についても指定管理者が行うこととする。

なお、令和 7 年度の設備管理業務は県が行う。

○静岡県健動物愛護センター施設等管理業務要領

業務 区分	対 象	保 守 管 理 事 項	点 検 整 備 期 間					
			毎 日	毎 月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	年	随 時
設備 運転	電気設備	日常運転の開始及び終了	○					
	空調設備	日常運転の開始及び終了						○
保守 点検	日常点検	諸設備の外観点検	○					
	環境衛生管理	照度測定				○		
		ねずみ、昆虫等調査・駆除（2回/年）				○		
	電気設備点検	電源ブレーカー点検			○			
		分電盤点検			○			
		照明設備点検、電球取換え			○			○
		コンセント器具点検			○			
		オートリフター点検（多目的棟）				○		
	空調設備点検	電源ブレーカー点検		○				
		送風機点検（異音・振動）		○				
		熱交換器点検（異音・振動）		○				
		外観・油漏れ		○				
	衛生設備点検	ポンプ類点検		○				
		給湯器（ガス）点検		○				
		洗面器点検		○				
		便器点検		○				
		給水管点検		○				
		排水管点検		○				
	消防設備点検	消火器点検		○				
		消防用防火水槽管理 （年1回以上水入替え）						○
施設 管理	保安等	所内及び敷地内保安	○					
		ドッグラン、多目的棟及び屋外の維持管理	○					
	施設受付	利用者の案内及び記録	○					
		ドッグラン使用者の新規登録受付及び変更	○					

		受付						
		貸出備品の管理	○					
		忘れ物の受付	○					
		施設使用者との打ち合わせ	○					
		施設予約受付	○					
		利用料金の徴収、管理	○					
その他		センター職員の補助						○
		設備保守の立会						○
		関係者との連絡調整						○

○ 清掃業務仕様

1 目 的

静岡県動物愛護センターにおける所内及び屋外の日常並びに定期清掃業務を行い、快適な環境をつくることを目的とする。

2 業務内容

- (1) 所内日常清掃：床面、衛生陶器、マット清掃、紙屑、生ゴミ、汚物処分、備品除塵
- (2) 所内定期清掃：床面洗浄、窓ガラス清掃
- (3) 屋外日常清掃：ゴミ拾い
- (4) 屋外定期清掃：玄関前洗浄、側溝清掃、敷地内掃き掃除
- (5) 廃棄物処理：一般廃棄物及び産業廃棄物処理

3 作業基準

原則として、下表による。

業務区分	対象箇所	作業内容	作業回数
所内日常清掃	【事務棟】 エントランスホール、研修ルーム、ふれあいエリア、ボランティアルーム、トイレ、事務棟廊下	床面掃き拭き清掃、紙屑処理、ドア拭き清掃、マット清掃（リース管理）、衛生陶器清掃、鏡磨き、汚物処理、紙・水石鹼補給、什器・備品除塵、金属磨き、流し場の清掃、蜘蛛網除去	毎日 440.9 m ²
	【展示エリア】	床面掃き拭き清掃、紙屑処理、什器・備品除塵、金属磨き	毎日 93.6 m ²
所内定期清掃	塩ビ長尺シート	床面洗浄	年2回 707.9 m ²
	カーペット	カーペットクリーニング	年2回 34.9 m ²
	窓ガラス	窓ガラス清掃（霜取随時）	年2回 （本館、多目的棟）
屋外日常清掃	玄関前ポーチ、駐車場、外構全般、ドッグラン、多目的棟	ゴミ・落ち葉拾い、汚物除去、モップ掃除	毎日 17,123 m ²
屋外定期清掃	玄関前ポーチ	路面洗浄	月1回50.1 m ²
	雨水排水側溝	汚泥除去	年2回
	建物敷地内全般	掃き掃除	年2回17,123 m ²
廃棄物の集積	所内全般	分別収集、ゴミ置き場への集積	毎日
地階等清掃	電気室、ボイラー室、発電機室、ポンプ室等	ゴミ拾い、掃き掃除	点検等実施の際

4 業務を要しない日

年末年始(12月29日から1月3日まで)

5 作業回数・時間

- (1) 日常清掃：毎日、午前9時から午後5時までに2～4時間
- (2) 定期清掃：年2回（令和7年度は年1回）、センター業務に支障のない時間帯

6 業務上の留意事項

- (1) 火気及び衛生に十分注意すること。
- (2) 水の使用に当たっては、特に床上のコンセント、設備備品等の保全に注意すること。
- (3) 床をはじめ建物、設備備品等の特性を理解し、それらを損傷しない方法により作業すること。
- (4) 便所の清掃については、次の点に注意すること。
 - ア 清掃は作業基準に定めるもののほか、県が必要と認めたときに行うこと。
 - イ 便器等の汚れは洗剤液でよく洗い、塩酸等の薬品は極力避けること。
 - ウ 便所内の汚物入れ容器内の汚物は、日常清掃を行うこと。
- (5) 研修ルーム及びトリミングルームは、使用のあった後は必ず日常清掃を行うものとする。
- (6) 玄関の清掃については、次の点に注意すること。
 - ア 人の出入りが多いので、特に入念に行うこと。
 - イ 雨天時の吸湿マットの敷設及び片付けを行うこと。
- (7) 上記にかかわらず、必要な事案が発生した場合は、県と協議の上、決定するものとする。

○植栽等管理業務仕様

1 管理業務対象

敷地内植樹立木、外構全般

別紙6「樹木配置図」を参照のこと。

2 業務内容

(1) 除草、樹木剪定、病虫害駆除作業、草刈

(2) 樹木の立木の実数把握（指定管理期間中に2回以上、最終年度は必ず実施）

区 分	業務内容	年間回数	
		R 7	R 8～R11
ドッグラン	法面除草	2	6
	樹木剪定		1
	病虫害駆除作業	1	3
	ドッグラン内草刈	随時	随時
その他外構	除草（生育状況に応じて）	随時	随時
	樹木剪定		1
	病虫害駆除作業	1	3

※回数については目安であり、状況に応じて実施すること

○巡回業務仕様

1 業務範囲

行政財産部分施設以外の全施設及び敷地

2 業務内容

業務名	業務内容
戸締まり業務	・ 指定管理者対象施設部分の戸締まり及びセンター玄関出入口の開閉を行う ・ 指定管理者対象施設部分の鍵の管理を行う
巡 回	・ 指定管理者対象施設及び敷地について、適宜巡回を行う ・ 防火管理業務（甲種防火管理者の資格者）
災害発生時の対応	・ 火災、地震等の災害発生時に利用者や施設の安全確認を行い、必要に応じて県、富士市消防本部、富士警察署等へ緊急連絡する
案内業務等	・ 利用者への施設案内、駐車場の使用ルール及び不審者の早期発見・県への連絡を行う

3 その他

上記にかかわらず、必要な事業が発生した場合は、県と協議の上、決定するものとする。

○自家用電気工作物の保安業務内容

電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理、国への届出書類の作成等の業務を行い、適正な自家用電気工作物の維持を目的とする。

1 自家用電気工作物の概要

- (1) 設備容量 350 キロボルトアンペア
- (2) 最大電力 220 キロワット
- (3) 受電電圧 6,600 ボルト
- (4) 非常用予備発電装置・蓄電池装置（別紙 10）
 - 発電機定格出力 64 キロワット
 - 発電機定格電圧 200 ボルト

2 業務の内容

詳細は、3「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目」による。

ただし、「点検、測定及び試験項目」は、1「委託自家用電気工作物の概要」が対象となる。

なお、3「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目」の文中の単語は以下のとおり読み替えること。

- ・甲 ： 静岡県
- ・乙 ： 指定管理者

3 自家用電気工作物の保安管理業務委託細目

(1) 保安管理業務の内容

ア 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

- (ア) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
 - (イ) 竣工検査に関して、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認すること。
 - (ウ) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別紙「点検、測定及び試験の基準」のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると判断したときは、とるべき措置及びとらなかった場合に生じると考えられる結果について甲に報告するとともに修理、改造を指示または助言すること。
 - (エ) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (オ) 電気事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業員から受けた場合は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、必要に応じ臨時点検を行い事故の原因を究明し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (カ) 電気事業法に規定する立入検査（以下「官庁検査という。」）に立ち合うこと。
 - (キ) その他保安規程に定められている事項
- イ 低圧電路の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」という。)が設置されている場合
- (ア) 乙は 絶縁監視装置から警報を受けた場合(注)、連絡責任者等に連絡し、指示、助言を行うとともに、必要に応じて臨時点 検を行うなど、適切な措置を講じること。
 - (イ) (4) で定める連絡責任者等は、絶縁監視装置から警報が発生した場合、当該電気工作物の状態を確かめ乙に連絡する。乙は必要に応じ臨時点検を行うなど、適切な措置を講じること。
 - (ウ) 乙は自動的に伝送されてきた警報及び(イ)に基づく連絡責任者等からの内容について記録し、3年間保存すること。

ウ 前各項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は乙と協議の上、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼し、点検、測定及び試験の全部または一部を行うものとする。また業務完了後、甲はその結果を乙に通知し、乙は試験結果を確認するとともに、甲に対して必要な指示または助言を行うものとする。

(ア) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物

- a 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- e 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器等

(イ) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次のような自家用電気工作物

- a 立入に危険を伴う場所
- b 情報管理、衛生管理及び機密管理のため立入が制限される場所
- c 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ウ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(エ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(2) 甲及び乙の協力及び義務

ア 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指示、助言した事項または乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

イ 甲は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。

ウ 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

(3) 相互の協議

甲は、次に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。

ア 甲が保安規程を変更する場合

イ 甲が電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合

ウ 甲が電気工作物の設置または変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合

エ 甲が電気工作物の平常時における運転操作及び異常時における措置等について定める場合

オ 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育または演習訓練を行う場合

カ その他保安上必要と認められる場合(連絡責任者等)

(4) 連絡責任者等

ア 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する者(以下「連絡責任者」という。)をまた、発電所については運転停止の操作をする者(以下「運転責任者」という。)を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

イ 甲は、前項の連絡責任者又は運転責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

ウ 甲は、前項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。

エ 甲は、必要に応じて連絡責任者、運転責任者またはその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

(5) 通知義務

ア 甲は、次に掲げる場合はすみやかにこれを乙に通知するものとする。

(ア) 所管官庁等が法令に基づいて検査を行う場合

- (イ) 設置者、事業場の名称、連絡責任者または電気保安に関する組織を変更した場合
 - (ウ) 1に掲げる委託自家用電気工作物の概要を変更した場合
 - (エ) 1に掲げる委託自家用電気工作物の相続譲渡等が行われる場合
- イ 甲は電気事故、その他災害が発生した場合、または発生するおそれのある場合は、ただちに乙に通報するものとする。

(6) その他

この「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議する。

- (注) 警報を受けた場合とは、警報動作電流（設定の上限値は 50 ミリアンペアとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合、又は 5 分未満の漏えい情報を繰り返し受信した場合をいう。

別紙 点検、測定及び試験の基準

1 電気工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験

原則として別表第1「点検、測定及び試験の基準」のとおりとする。

2 臨時点検及び試験

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断器(電力ヒューズを含む、)が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。

3 電気管理技術者が実施する点検

(1) 月次点検は設備が運転中の状態において点検を実施する。

(2) 年次点検は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施する。

(3) 臨時点検は電気事故その他異常の発生したとき、または異常が発生するおそれがあると判断したときに、必要に応じ点検を実施する。

4 工事期間中の点検頻度

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目第1ア(ア)に定める工事期間中の点検は、電気工作物の設置または変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう毎週1回行うものとする。

5 工事に関する保安の監督

技術基準、各種民間規程、その他関係法規等に基づいて工事が施工されているか点検し、保安上支障がないことを確認することであり、工事そのものの監督ではない。

6 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の確認

電気事業法第43条第4項の事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務には、その保安の監督に係る電気工作物のうち、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること、又は法第43条第5項の事業用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者が確認したことを確認することを含むものとする

別表第1

点検、測定及び試験の基準

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	臨時点検
引込関係	責任分界となる 引込線路等 (電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
	負荷開閉器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		保護継電器と負荷開閉器 の連動動作試験		○	
	高圧キャビネット (ピラデイス・モールドデイスン、 地中線用GR付き開閉器)	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		保護継電器と負荷開閉器 の連動動作試験		○	
高圧受電設備へ第二受電設備以降を含むV	零相変流器	外観点検	○	○	必要の都度
	断路器 計器用変成器 高圧カットアウト 避雷器 高圧母線等	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
	負荷開閉器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		保護継電器と負荷開閉器 の連動動作試験		○	
	遮断器	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		絶縁油試験		○	
		保護継電器と遮断器 の連動動作試験		○	
	変圧器	外観点検	○	○	必要の都度
		B種接地線漏洩電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁油試験		○	
	進相用コンデンサ・ 直列リアクトル	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁油試験		○	
受・配電盤	受・配電盤 接地装置	外観点検	○	○	必要の都度
		電圧測定	○	○	
		負荷電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		保護継電器と遮断器 の連動動作試験		○	

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	臨時点検
構造物等	構造物等 (受電所建物・キュービクル等)	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
	配電設備				
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	必要の都度
	低圧配線・制御配線	絶縁抵抗測定		○	
	開閉器				
	配線用遮断器・漏電遮断器				
その他	絶縁監視装置	外観点検	○	○	必要の都度
		警報電流試験		○	
		発信装置試験		○	
	PCB使用機器	外観点検	○	○	
非常用予備発電装置	原動機	外観点検	○	○	必要の都度
	付属装置	始動試験	○	○	
		保護継電器動作特性試験		○	
	発電機	外観点検	○	○	必要の都度
	励磁装置	絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	遮断器	外観点検	○	○	必要の都度
	開閉器	保護継電器動作特性試験		○	
	配電盤	インターロック試験		○	
	制御装置				

- (注) (1)「外観点検」とは、主として目視により次の点検項目を行う。
 ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 イ 電線と他物との離隔距離の適否
 ウ 機械器具、配線の取付け状態及び加熱の有無(必要に応じ温度測定)
 エ 接地線等の保安装置の取付け状態
 (2)「漏洩電流測定」は、高圧受配電設備の変圧器の第2種設置工事の接地線において測定する。

臨時点検

- (1) 次に掲げる電機工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
 ア、高圧機材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は受電設備の全電気工作物。
 イ、受電用遮断機(電力ヒューズを含みます。)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物。
 ウ、その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物。
 (2) 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。

○熱源設備・空調保守整備業務要領

1 機種及び台数

下表及び別紙7「空調機器一覧」のとおり。

場 所	外 機	内 機	仕 様
犬隔離室、犬検疫室、譲渡犬室	1 台	5 台	天井埋込ダクト形 ビルマルチエアコン外機 MAC-1 (MAC1-1～5)
譲渡猫室（6 部屋）	1 台	6 台	天井埋込ダクト形 ビルマルチエアコン外機 MAC-2 (MAC2-1～6)
猫隔離室、洗浄室、猫検疫室	1 台	3 台	天井埋込ダクト形 ビルマルチエアコン外機 MAC-3 (MAC3-1～3)
研修ルーム	3 台	6 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-1×2, PAC-2×2, PAC-3×2
事務室、啓発展示エリア	4 台	8 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-4×2, PAC-5×2, PAC-6×2, PAC-7×2
食餌調整室、ボランティアルーム	2 台	2 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-8, PAC-9
遺伝子検査室、細菌検査室、臨床検査室	3 台	3 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-10, PAC-11, PAC-12
廊下	1 台	2 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-13×2
食餌調整室、トリミングルーム	2 台	2 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-14×2, PAC-15×2
診察室	1 台	1 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-16
管理室	1 台	1 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-17
手術室、安置室	2 台	2 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-18, PAC-19
猫展示室	1 台	1 台	天井埋込ダクト形 パッケージエアコン外機 PAC-20
犬猫マッチングルーム、 見学スペース	3 台	3 台	天井埋込ダクト形 パッケージエアコン外機 PAC-21, PAC-22, PAC-23
事業者事務所	1 台	1 台	天井カセット形 パッケージエアコン外機 PAC-24
合計	27 台	46 台	

2 点検業務

(1) 空調機器類点検（年2回以上）

冷暖房稼働切替時各1回実施

(2) フィルター点検・清掃（年2回以上）

冷暖房稼働切替時各1回実施

吹き出し口、吸込み口、フィルター、吸込フィルター

(3) フロンガス類点検（年1回）

「フロン排出抑制法」に基づく点検 対象機器：ビルマルチエアコン外機

3 結果報告

点検結果報告書を作成し、県へ報告すること。

4 その他

上記にかかわらず、必要な事案が発生した場合は、県と別途協議の上、決定するものとする。

○「脱臭装置保守点検業務要領」

1 概要

脱臭装置の正常稼働のため、装置のメンテナンスを行う。

2 機種及び台数（別紙8「脱臭装置仕様」）

（1）アクアオゾンフィルタ

SAT-120AOFBY3 × 1台

SAT-200AOFBY3 × 1台

（2）オゾンガス発生装置

SAT-100GCL × 1台

SAT-200GCXL × 1台

3 メンテナンス内容（年1回）

（1）アクアオゾンフィルタ

- ・各制御機器の動作確認
- ・運転時間の確認
- ・外部出力及び警報の確認
- ・洗浄量の確認及び調整
- ・ボールフロートの確認
- ・給排水電動弁の動作確認
- ・各部の点検
- ・装置内部清掃

（2）オゾンガス発生装置

- ・受電電圧確認
- ・動作設定の確認（ローカル・リモート）※ローカル時は稼働時間も確認
- ・コンプレッサー性能確認
- ・窒素酸素分離装置設定確認
- ・酸素ガス流量設定確認、酸素ガス圧力設定確認
- ・外部警報出力確認
- ・運転音・振動確認
- ・エアー漏れ確認
- ・各制御部品動作確認
- ・運転電流測定
- ・オゾン発生濃度確認
- ・オゾナイザー設定値
- ・絶縁抵抗測定
- ・装置本体清掃
- ・フィルター交換
- ・異常発生時一次対応（随時）

3 結果報告

点検結果報告書を作成し、県へ報告すること。

4 その他

上記にかかわらず、必要な事案が発生した場合は、県と別途協議の上、決定するものとする。

○汚水処理施設維持管理業務仕様

1 概要

水質管理及び消毒薬の補給等の業務を行い、浄化槽法の目的を達成するものとする。

設置場所	処理方法	容 量・能力等
動物愛護センター（人用浄化槽）	分離嫌気ろ床担体流動方式	30 人槽
動物愛護センター（動物用浄化槽）	分離嫌気ろ床担体流動方式	40 人槽相当

2 維持管理業務の基準

人用浄化槽の維持管理にあたっては、「浄化槽法」（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号）第 8 条及び「浄化槽法施行規則」（昭和 59 年 3 月 30 日厚生省令第 17 号）第 2 条、第 3 条、第 6 条及び第 11 条の基準に従い、諸設備の維持管理業務を実施するものとする。

動物用浄化槽については、人用浄化槽に準じた維持管理を行うものとする。

3 維持管理業務の内容

維持管理業務の内容は次のとおりとする。

- （1）平常的に行われる管理作業（点検、保守、補修、調整、清掃等）
- （2）水質管理
- （3）安全管理
- （4）記録の作成と利用
- （5）浄化槽の公害対策
- （6）浄化槽法定検査（法第 11 条）

4 維持管理業務の運用

維持管理業務の運用にあたっては、下記の事項を遵守するものとする。

- （1）保守点検は定期的に行い、異常の未然防止と早期発見に心掛ける。
- （2）保守点検の時期は、人用及び動物用浄化槽ともに 1 か月に 1 回とする。
- （3）汚泥の抜き取り（清掃）については、人用は年 1 回以上（法定）、動物用は年 2 回以上とする。
- （4）保守点検の検査の結果を汚水処理施設管理報告書により提出し、業務履行の確認を受ける。

5 緊急時の対策

機械その他に故障が生じたときは、前項の点検回数に関わらず必要に応じ係員を派遣し、すみやかに補修、調整等復旧作業を行うものとする。

汚 水 処 理 施 設 管 理 報 告 書

設置者：

型式:

御承認印	担当者印

令和 年 月 日 ()	天候		測定時刻	:	気温	℃
----------------------------------	----	--	------	---	----	---

全 般 事 項		
臭気、騒音など周辺への影響（有・無）	制御盤内、湿気、部品故障（有・無）	
マンホールの密閉状態（良・不良）	槽内外全般清掃（良・不良）	金属部腐蝕状況（普通・異常）

実施箇所	点 検 項 目	異 常
原 水 槽	異物の流入、詰まり、漏水、衛生害虫の発生	有 ・ 無
沈 殿 分 離 槽	異物の流入、詰まり、漏水、衛生害虫の発生、スカムの状況、堆積汚泥の状況	有 ・ 無
嫌 気 濾 床 槽	異物の流入、衛生害虫の発生、スカムの状況、堆積汚泥の状況、ろ材の閉塞、水位の上昇、エアリフトポンプの稼動状況	有 ・ 無
担 体 流 動 槽	曝気攪拌の状態、担体の流動状況、担体生物膜の状況、水位の上昇泡の発生、衛生害虫の発生	有 ・ 無
沈 殿 槽	逆洗攪拌の状態、担体の固定状況、循環水量 ℓ/min スカムの有無、堆積汚泥の状況、越流ぜきの状況、	有 ・ 無
消 毒 槽	消毒剤の接触状況、沈澱物の有無、消毒剤の補充（有・無）	有 ・ 無

点 検 項 目	実 施 内 容	電 流 値		自動運転
原 水 ポ ン プ	レベルスイッチ点検、逆止弁、目詰まり点検	A	A	正常・異常
曝気ブローワー	ベルト点検、オイル点検、エアーフィルター点検	A	A	正常・異常
放流ポンプ	レベルスイッチ点検、逆止弁、目詰まり点検	A	A	正常・異常

各 槽 の 状 況							
実施箇所	外 観	異 臭	水 温	P H	透 視 度	GR 反応	残留塩素
原 水 槽	良 ・ 否	有 ・ 無					
沈 殿 分 離 槽	良 ・ 否	有 ・ 無					
嫌 気 濾 床 槽	良 ・ 否	有 ・ 無					
担 体 流 動 槽	良 ・ 否	有 ・ 無					DO mg/ℓ
沈 殿 槽	良 ・ 否	有 ・ 無					
消 毒 槽	良 ・ 否	有 ・ 無	℃		cm	＋ ・ －	mg/ℓ

特記事項

○消防用設備点検業務仕様

1 概要

消防用設備の機能保持のため、消防用設備の点検を行う。

消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する消防設備の半年に 1 回の機器の適正な設置や損傷の有無等の機器点検と、年に 1 回の消防用設備を作動させる等の総合点検を行い、3 年に 1 回富士市消防本部に点検結果報告書を提出する。

2 対象設備

設備名	数 量	備 考
自動火災報知設備	132 個	
誘導灯	3 台	地階に設置
非常照明設備	49 台	
消火器具設備	16 本	
屋内消火栓	6 台	
ユニット型消火器	1 台	

3 点検結果

点検報告書を作成し、県へ報告すること。

4 その他

上記にかかわらず、必要な事案が発生した場合は、県と別途協議の上、決定するものとする。

○受水槽点検業務仕様

1 概要

井水の衛生保持のため、受水槽（井水）の清掃及び水質検査を行う。

2 業務内容

（1）受水槽清掃作業

年間1回実施（井水：2.2 m³）

（2）水質検査作業

年間1回実施（井水）11項目検査

〈検査項目〉

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度

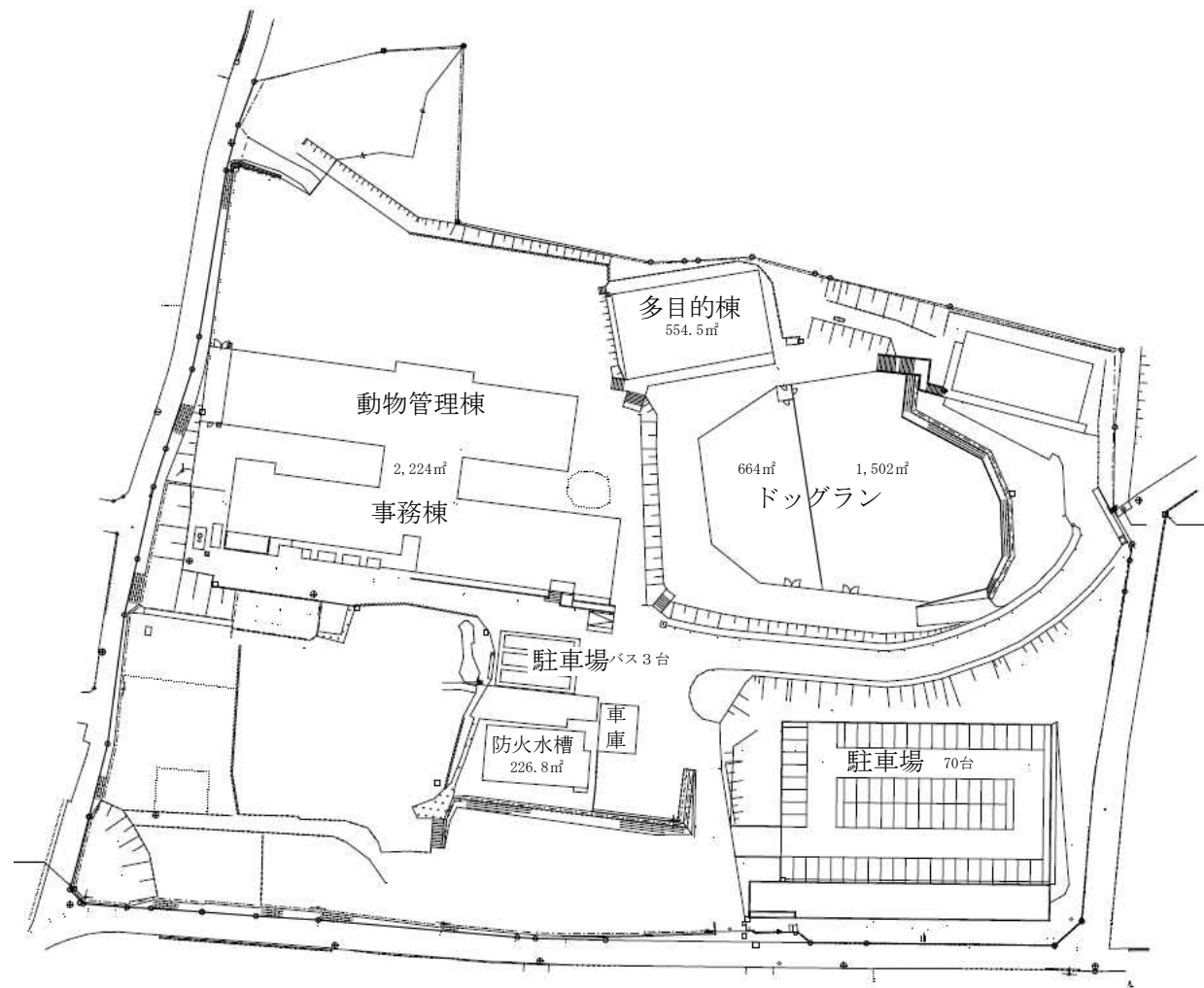
3 結果報告

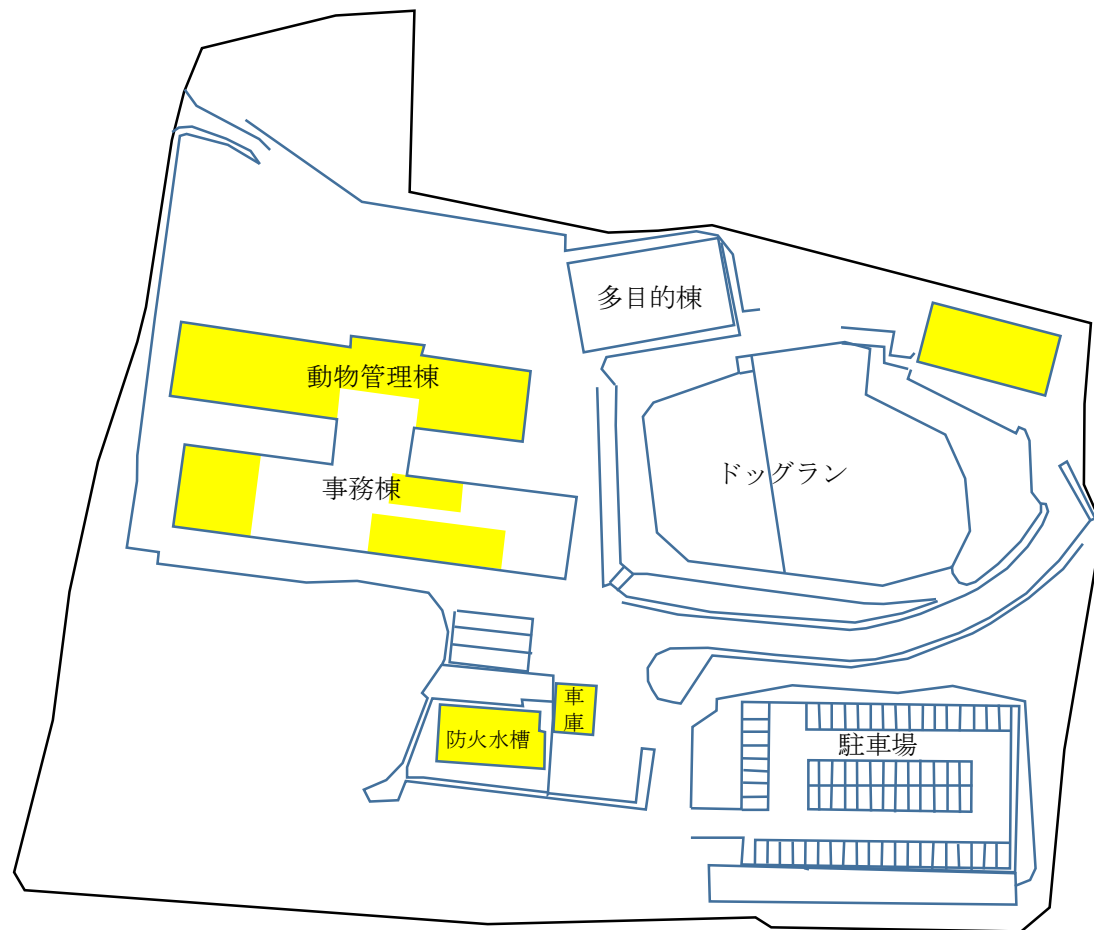
清掃結果報告書を作成し、水質検査の結果とあわせて県へ報告すること。

4 その他

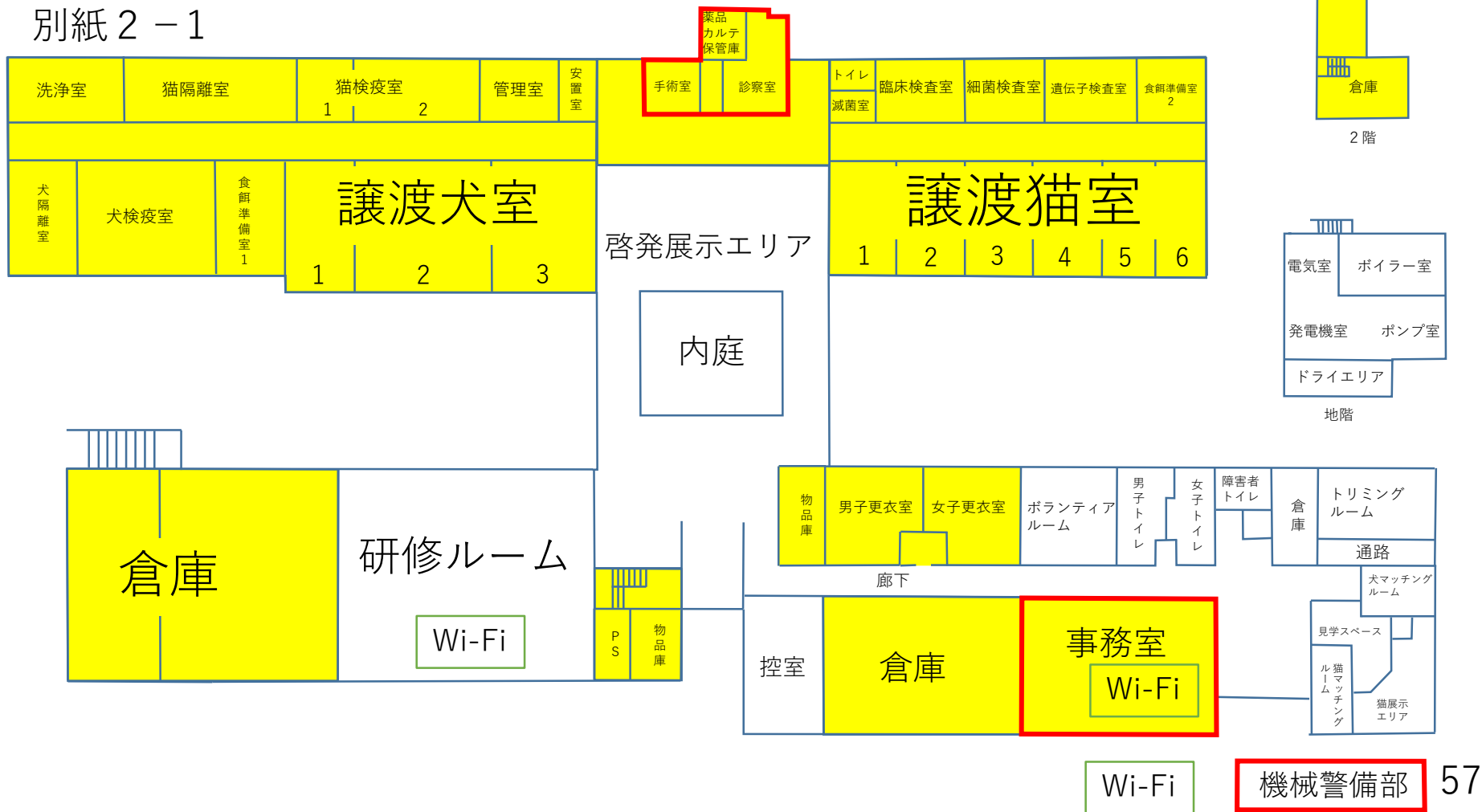
上記にかかわらず、必要な事案が発生した場合は、県と別途協議の上、決定するものとする。

余白

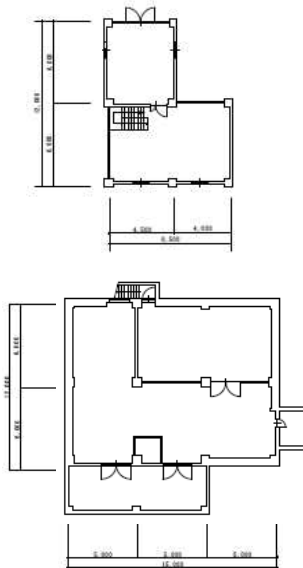




別紙 2 - 1



別紙 2 - 2



別紙 3

静岡県動物愛護センター管理業務区分表

業 務 区 分			業 務 内 容	管理区分		備 考
				静岡県	指定管理者	
施 設 の 管 理	建物整備（含む付帯設備）		新築、増改築、移転	○		
	建物 管理	維持管理	建物及び掲示物等の維持管理		○	
		維持補修	建物躯体及び建物附属設備（※１） の補修、修繕	○	○	原則 30 万円 （税込）以上 は県（県との 協議が整った もの）
	植栽等整備（外構）		ドッグラン、樹木等の管理		○	
	備品等の維持、管理		備品購入	○	○	
			貸付備品等の管理、維持補修		○	
	工作物整備		新築、増改築、移転	○		
	工作物管理 ※１	維持管理	工作物の維持管理	○	○	
		維持補修	補修、修繕	○	○	原則 30 万円 （税込）以上 は県（県との 協議が整った もの）
	保守、保全等		清掃、機械警備		○	設備管理にか かる経費は県 と按分※ ²
			設備管理、駐車場管理、保安警備		○	
	電 話				○	
	安全対策		防火管理者の設置、巡回、救護、防 火等、消防計画策定、地震等災害対 策		○	全館分
			戸締り	○	○	
セ ン タ ー の 管 理 運 営	使用基準		使用基準の作成		○	
	使用承認		使用承認、条件の付与等		○	
	使用調整		使用受付、使用順位調整、使用者等 との打合せ、その他関連業務		○	
	使用指導		使用方法説明、指導		○	
	器具貸出管理		器具、備品の貸出管理 （保管、修理を含む）		○	
	施設整備管理		研修ルーム等の整理、巡回、鍵貸出、 戸締り		○	
	施設の運営		運営業務、利用統計等		○	
	利用促進		広報活動		○	

	利用料金の設定	利用料金の設定		○	条例で定める額の範囲内で設定
	利用料金の管理	利用料金の収納、還付		○	
	利用料金の減免			○	基準は県が設定
	利用料金の強制徴収	未納付者に対する督促等	○		
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○	
	廃棄物等の処理	一般廃棄物等		○	
事業運営	利用案内	指定管理者のノウハウを活用した県民の参加を促すイベント、プログラムなどの実施		○	
	広報・営業	センターホームページの管理		○	
		その他利用促進のための各種広報、営業活動	○	○	県は既存媒体等の可能な範囲で実施
その他財産管理	台帳管理、調整	財産台帳、備品台帳	○		
	財産の取得、処分		○		
	行政財産の目的外使用許可		○		
	車両の管理※ ³		○	○	
	その他の財産管理		○	○	個別協議

※1 行政財産部分の室内設備・工作物（検査用設備、給排水設備の室内部分、書庫、等）は対象外

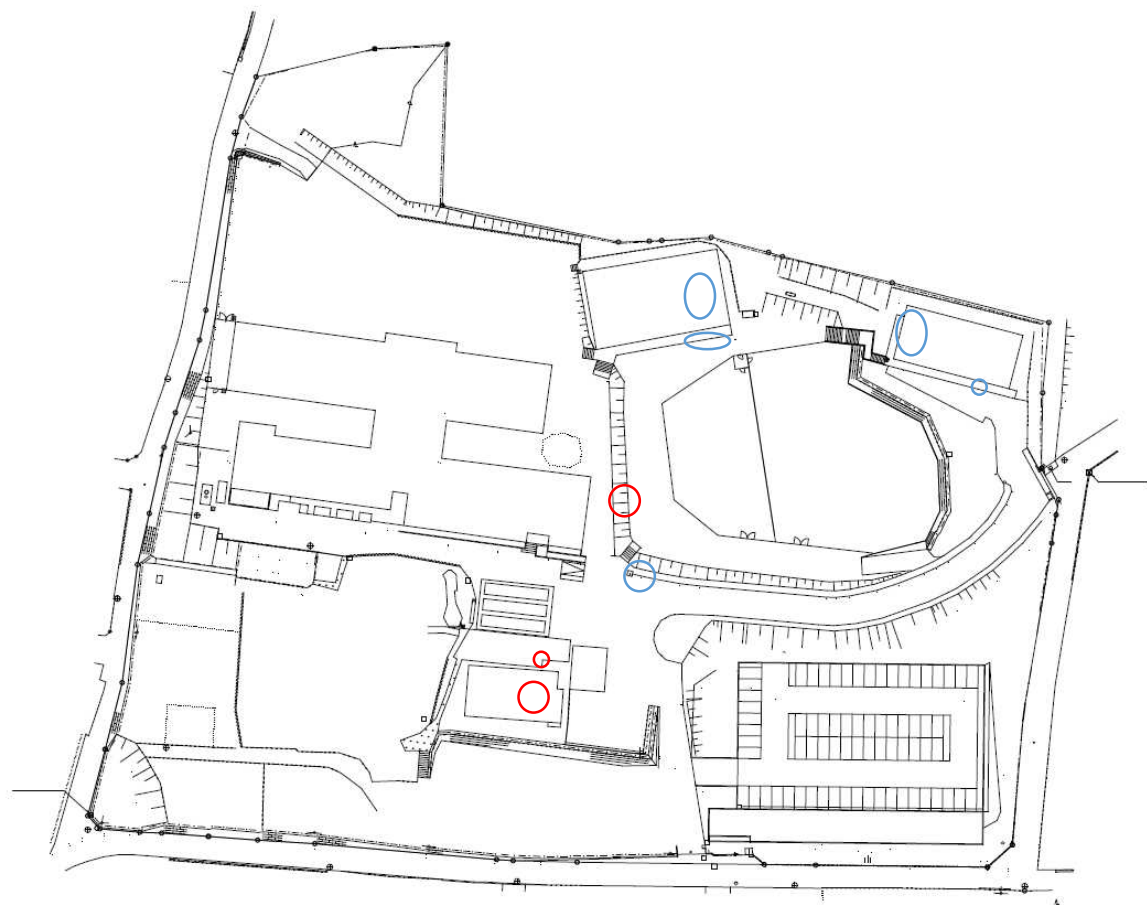
※2 行政財産部分の清掃は県が実施する。

また、令和7年度については、設備管理業務のうち、自家用電気工作物保安管理、熱源設備設保守点検等、年度で分割できない業務は、県が実施し、その経費を県が支払う。

※3 公用車は県が管理する。公用車以外の車輛を指定管理者が業務に使用する場合は、指定管理者が管理する。

○ 井水
○ 市水

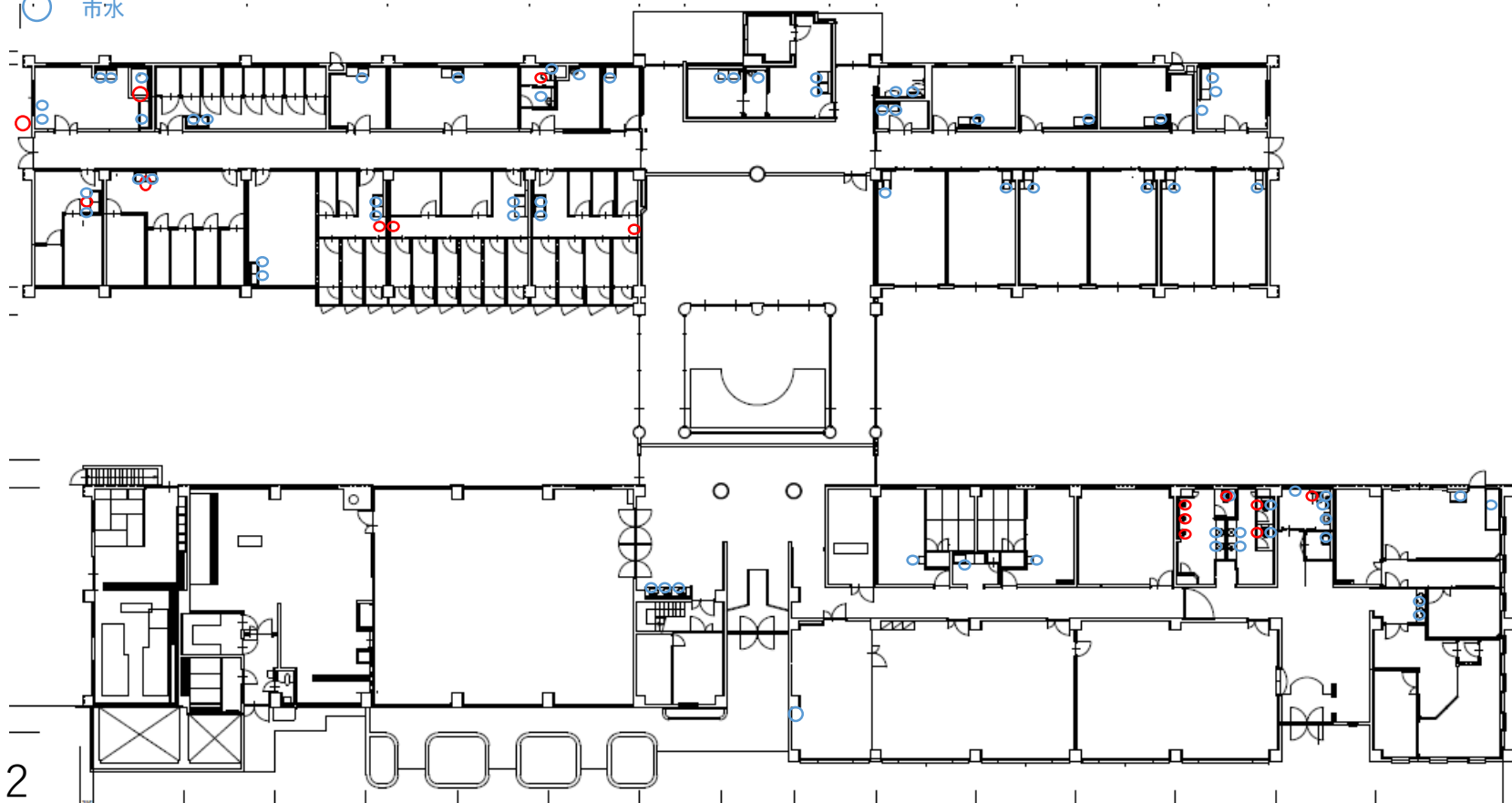
別紙 4-1
衛生設備平面図

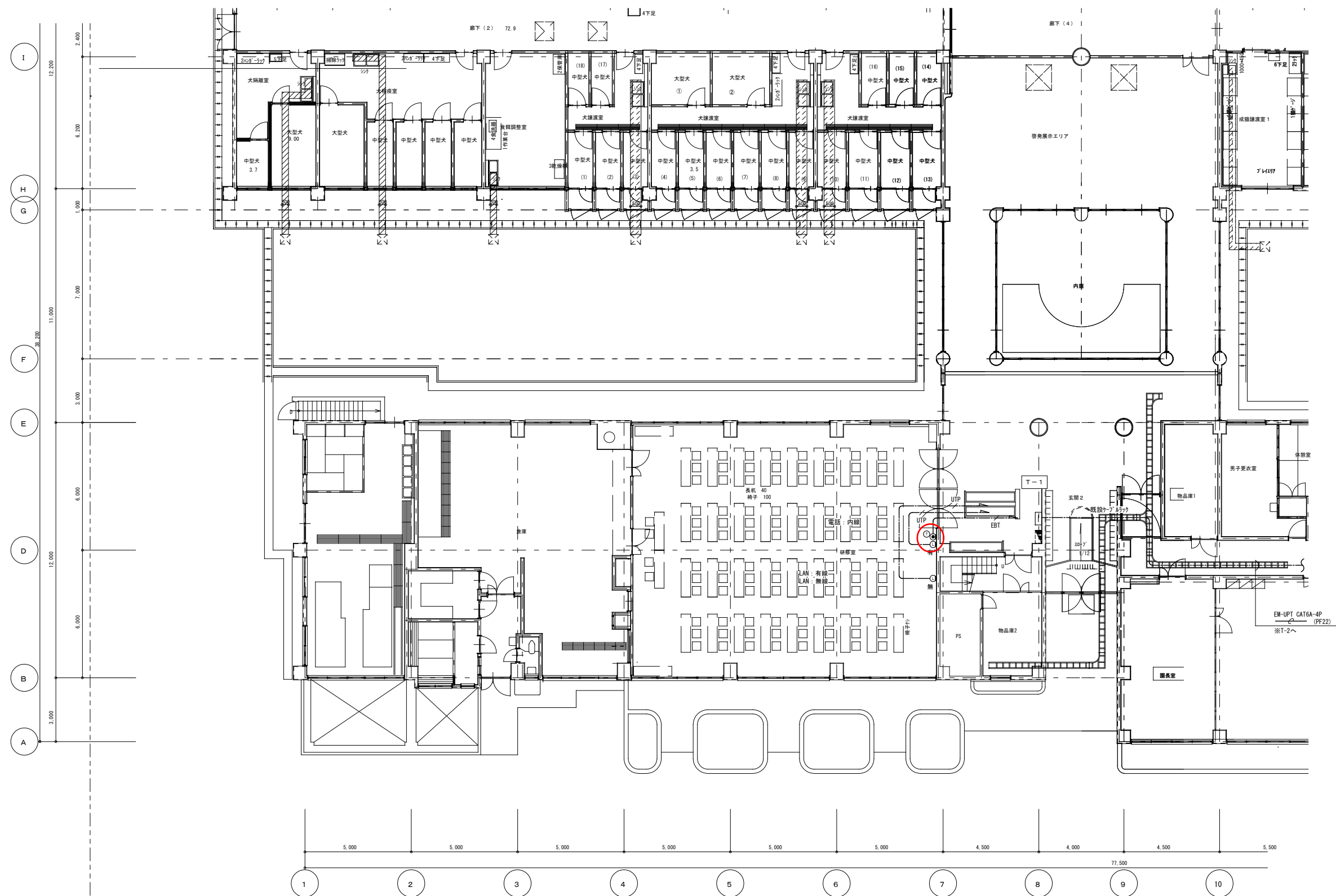


○ 井水

○ 市水

別紙 4-2

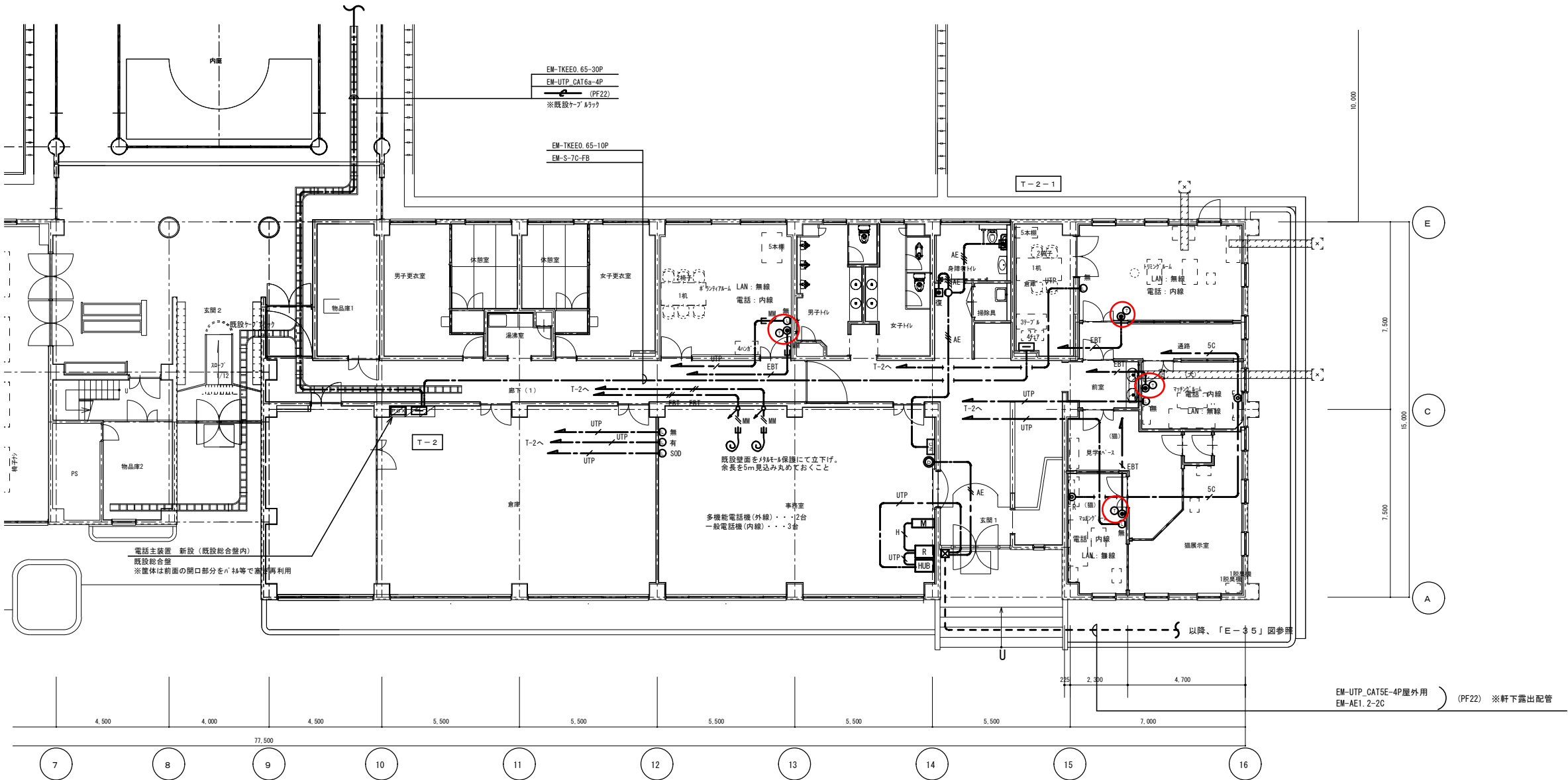




【南棟(1)】改修1階平面図 S 1 : 100

端子盤リスト

名 称	電 話	テレビ	情 報	そ の 他
T-2-1 屋内用設置型	20P端子	2分配器 SH-D2	50Pスペース	露出コンセント 設置スペース



【南棟(2)】改修1階平面図 S 1 : 100

【特記事項】
1、事務室について、デスクHUB以降の
UTPケーブルCAT6a-4P
を下記に示す数量を見込むこと。

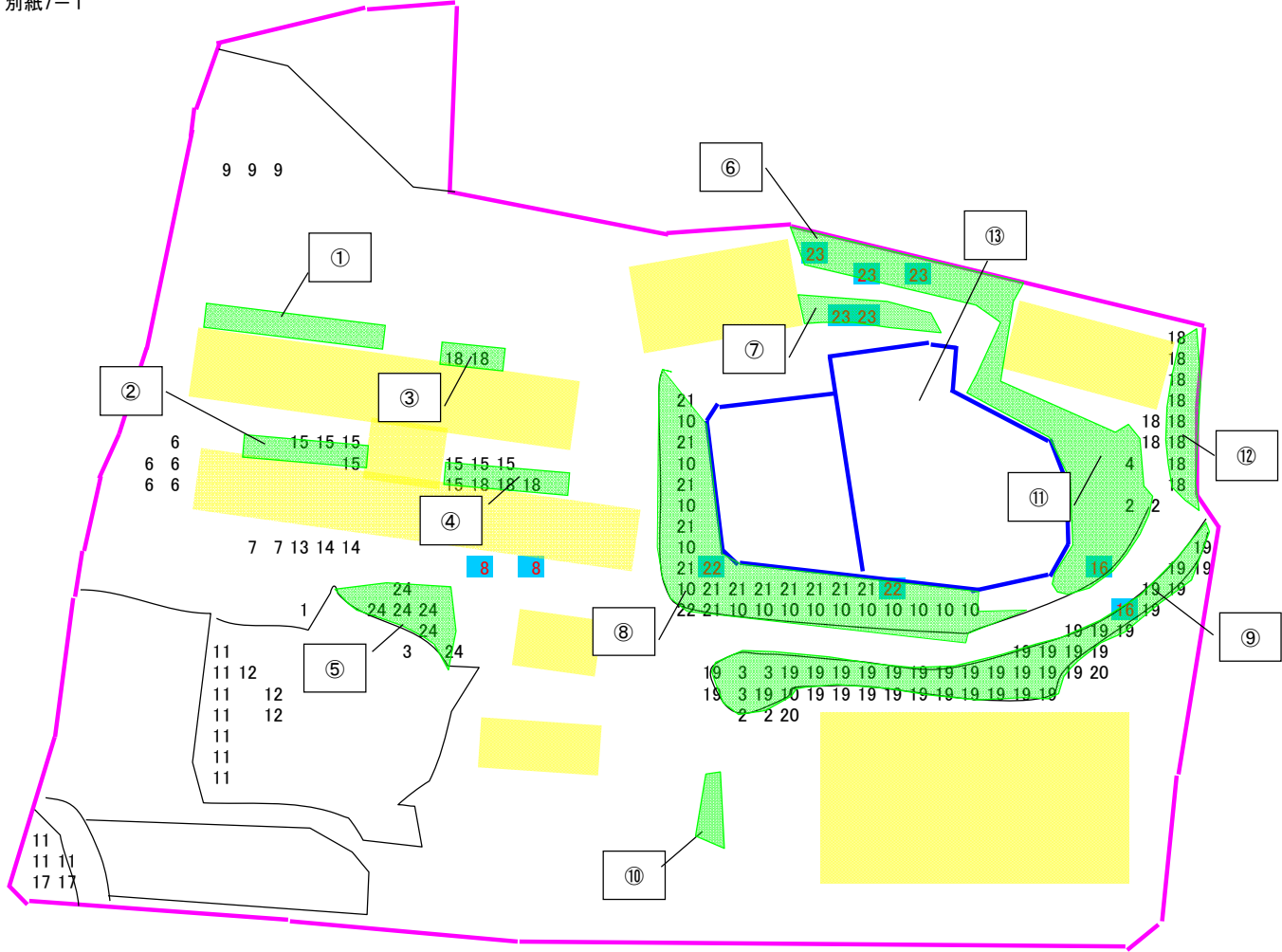
3m・・・7本
5m・・・7本
10m・・・7本

※ケーブルの両端は、モジュラージャック(オス)とする。

別紙6 貸付物品一覧

No	物品番号	品名・規格等				対象数量		設置場所
		品名コード名称	品名名称	メーカー名称	規格名称	数量	単位 名称	
1			会議用机		450×1800×700	5	台	研修ルーム
2			会議用椅子		440×880×80	3	台	研修ルーム
3	今後購入予定 ※サイズ、メーカー、数量等の変更となる可能性あり		折りたたみテーブル スレント(樹脂裏板付/横付)	イトーキ	THN-186KS1-T171 1800×600×720	34	台	研修ルーム
4			スタッキングチェア	イトーキ	KLT-210DF-B7 525×550×745	100	台	研修ルーム
5			イス収納用台車	イトーキ	LCE-324 (35脚積載可)	3	台	研修ルーム
6			丸イス		400×400×460	3	台	研修ルーム
7			テーブル用ラック		700×1900×1200	1	台	研修ルーム
8			演者台		450×1200×1000	1	台	研修ルーム
9			アンプ		380×420×140	1	台	研修ルーム
10			プロジェクター		360×370×160	1	台	研修ルーム
11			スピーカー		340×270×750	2	基	研修ルーム
12			ゴミ箱		280×280×530	1	個	研修ルーム
13	今後購入予定 ※サイズ、メーカー、数量等の変更となる可能性あり		マイクシステム	サンワサプライ	MMSPAMP10	1	台	研修ルーム
14			ホワイトボード	イトーキ	BBX-1812WS-W9	1	台	研修ルーム
15			PC	NEC	PCA2377GAB	1	台	研修ルーム
16			モニター	IOデータ+ハヤミ工業	LCDM4K552XDB2+PH556B	1	台	研修ルーム
17			演台	イトーキ	LCG-212R-49	1	台	研修ルーム
18			Webカメラ	エレコム	UCAMCX80FBBK	1	台	研修ルーム
19			レーザーポインター	キヤノン	PR80GC	1	台	研修ルーム
20			壁掛け時計	セイコー	KX237S	1	台	研修ルーム
21			トリミング台	ドリーム産業	B.Bキューブ(404322 大型犬用圧式テーブル)	1	台	トリミングルーム
22			ドライヤー	ドリーム産業	スタンド式ウルトラターボSpeed	1	台	トリミングルーム
23			トリミングチェア	ドリーム産業	トリマーズチェア リングタイプ	2	台	トリミングルーム
24			折りたたみテーブル		350×450×1250	1	台	トリミングルーム
25	トリミング用の鉄は、年1回のメンテナンス(1本3,300円～、中北薬品から依頼可能)のため、内海製品を購入する		荒刈り鉄	株式会社内海	城LEGEND OUR65D 6.5inch	2	本	トリミングルーム
26			ボブ ハサミ	株式会社内海	NEW KT60 6.0inch	2	本	トリミングルーム
27			すき鉄	株式会社内海	U&U PT49 6.5inch・49目・30°35%cut	2	本	トリミングルーム
28			仕上げ鉄	株式会社内海	U&U TECNO 1-70	2	本	トリミングルーム
29			シザーケース	株式会社内海	TW-03 ブラック	2	個	トリミングルーム
30	今後購入予定 ※サイズ、メーカー、数量等の変更となる可能性あり		バリカン	ケイプロ	スライヴ-3200-P ブラック	2	個	トリミングルーム
31			トリミング用品(コーム、爪切り等)			2	式	トリミングルーム
32			折りたたみテーブル		350×450×240	1	台	トリミングルーム
33			蓋付きゴミ箱	テラモト	DS-220-909-5+DS-220-918-5(565×520×641mm)	1	台	トリミングルーム
34			傘立て	イトーキ	VWF-313 (1376×348×500)	3	台	玄関1、2
35	19-002776	その他の医療衛生機器/その他の医療衛生機器	自動体外式除細動器(AED)	日本光電	カルジオライフ AED-3100	1	台	玄関1
36	今後購入予定 ※サイズ、数量等の変更となる可能性あり		机			1	台	ボランティアルーム
37			イス			6	台	ボランティアルーム
38			ラック			1	台	ボランティアルーム
39			本棚		1200×800×500	3	台	ボランティアルーム
40			配架棚		400×1000×1870	1	台	展示エリア
41			配架台		160×640×300	1	台	展示エリア
42	今後購入予定 ※サイズ、数量等の変更となる可能性あり		展示パネル			1	台	展示エリア
43			アジリティ用品			1	式	ドッグラン
44						1	台	
45						1	台	
46						1	台	
47						1	台	
48						1	台	
49						1	台	

余白



凡 例

番号	樹 種	数量
1	さくら	1
2	やまもも	4
3	モミジ	4
4	エノキ	1
5	クリ	0
6	キンモクセイ	5
7	キャラボク	2
8	アベリア	240
9	クジャクヒバ	3
10	ナンキンハゼ	16
11	ウメ	10
12	カキ	3
13	ケヤキ	1
14	ナツツバキ	2
15	ヒメシャラ	8
16	ドウダンツツジ	396
17	スモモ	2
18	シラカシ	15
19	ハナミズキ	38
20	ハクチョウゲ	50
21	クロガネモチ	13
22	シャリンバイ	90
23	ヒラドツツジ	80
24	さざんか	6

注) 表は、構内と構外を集合したもの。

赤字は群生。

1~17 財産管理

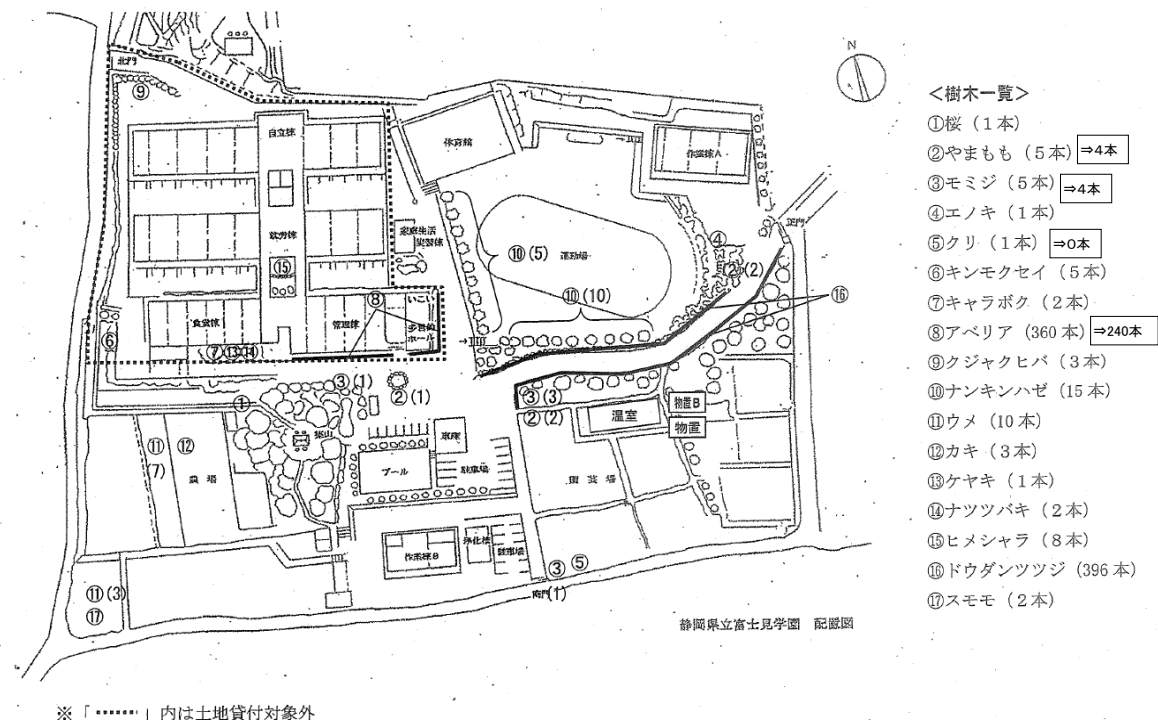
18~ 新規

緑化計画書に基づく植栽

緑地	面積㎡	高木	中木	低木	その他
①	84.73		9		
②	45.92	4	8		
③	21.35	4			
④	43.71	6			
⑤	135.86	7	6		
⑥	182.28		58		
⑦	104.53	1	33		
⑧	777.95	28	214	19	
⑨	569.56		55	40	
⑩	22.1		11		
⑪	392.65	29	53		
⑫	77.85	14	1		
⑬	589.12				張芝
合計	3047.61	93	448	59	



富士見学園施設配置図 (樹木)



別紙 8-1 空調機一覧

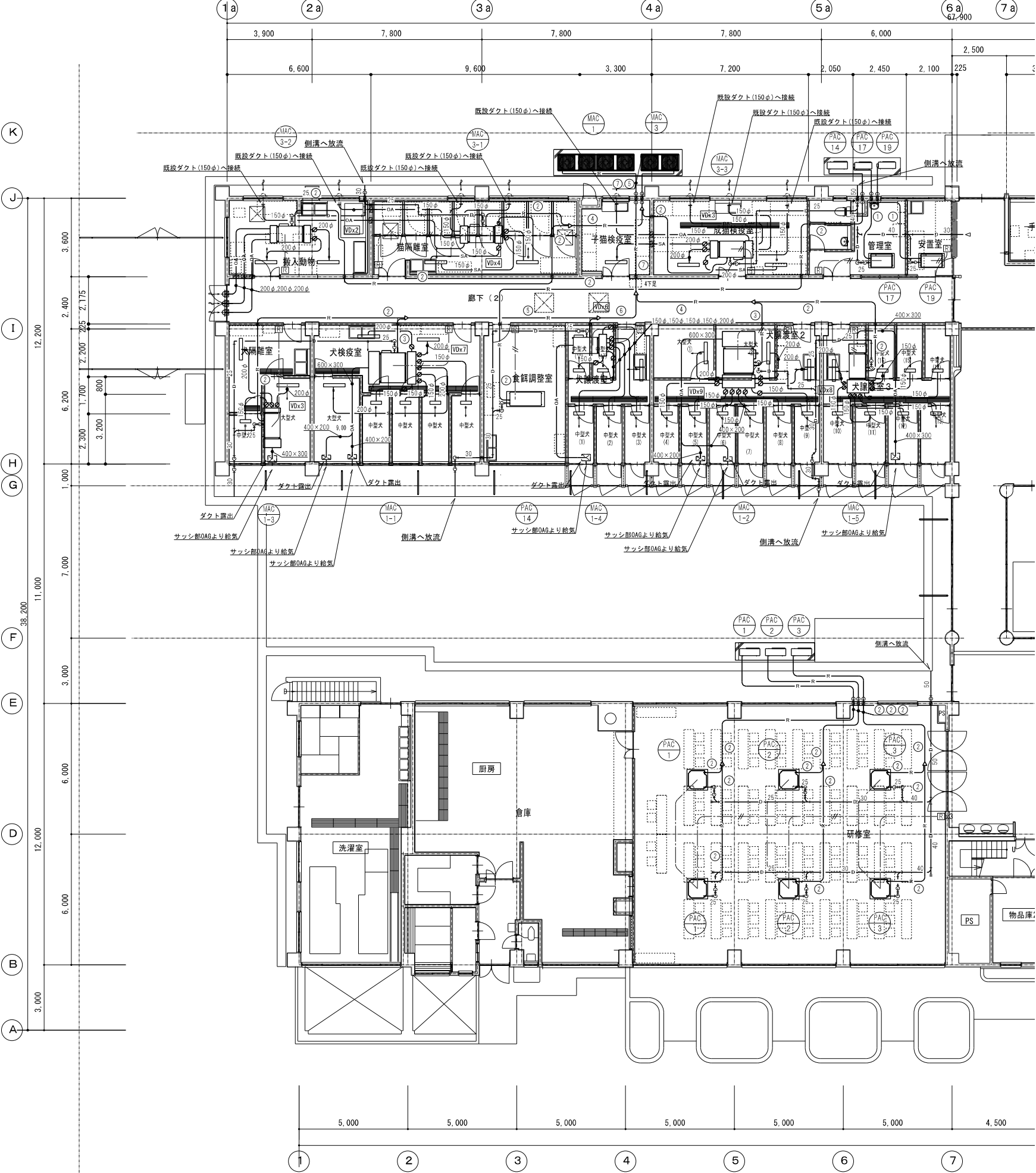
記号	設置場所	階	仕 様		台数	備 考
MAC-1	屋外 (犬隔離室系統)		形 式	ビル用マルチエアコン室外機	1	RC 基礎(建築工事) アクティブフィルター 他付属品一式 国交省仕様 ※24 時間稼働
			冷房能力 (kW)	90.0		
			暖房能力 (kW)	100.0		
			電 源 (φ/V)	3φ 200V		
			消費電力 (kW)	25.00 (冷房) 23.80 (暖房)		
			圧縮機出力 (kW)	(10.1 x 1) × 2 台		
			送風機出力 (kW)	(0.67 x 2) × 2 台		
			APF(2015)	6.7		
			配管(液/ガス) (φ)	19.1 / 31.8		
MAC-1-1 MAC-1-2	犬検査室 譲渡犬室	1	形 式	外気処理エアコン(天井埋込ダクト形)	2	ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様 室内機吊り架台 ※24 時間稼働
		1	冷房能力 (kW)	22.4		
			暖房能力 (kW)	13.9		
			電 源 (φ/V)	1φ 200V		
			消費電力 (kW)	0.608 (冷房) 0.762 (暖房)		
			送風機出力 (kW)	0.38 × 1 台		
			配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 19.1		
MAC-1-3 MAC-1-4 MAC-1-5	犬隔離室 譲渡犬室 譲渡犬室	1	形 式	外気処理エアコン(天井埋込ダクト形)	3	ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様 ※24 時間稼働
		1	冷房能力 (kW)	14.0		
		1	暖房能力 (kW)	8.9		
			電 源 (φ/V)	1φ 200V		
			消費電力 (kW)	0.404 (冷房) 0.543 (暖房)		
			送風機出力 (kW)	0.38 × 1 台		
			配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 15.9		
MAC-2	屋外 (譲渡猫室系統)		形 式	ビル用マルチエアコン室外機	1	RC 基礎(建築工事) アクティブフィルター 他付属品一式 国交省仕様 ※24 時間稼働
			冷房能力 (kW)	85.0		
			暖房能力 (kW)	95.0		
			電 源 (φ/V)	3φ 200V		
			消費電力 (kW)	22.80 (冷房) 22.50 (暖房)		
			圧縮機出力 (kW)	(10.1 x 1) + (9.16 x 1)		
			送風機出力 (kW)	(0.67 x 2) + (0.37 x 2)		
			APF(2015)	6.6		
			配管(液/ガス) (φ)	19.1 / 31.8		
MAC-2-1 MAC-2-2 MAC-2-3 MAC-2-4 MAC-2-5 MAC-2-6	譲渡猫室 1 譲渡猫室 2 譲渡猫室 3 譲渡猫室 4 譲渡猫室 5 譲渡猫室 6	1	形 式	外気処理エアコン(天井埋込ダクト形)	6	ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様 ※24 時間稼働
		1	冷房能力 (kW)	14.0		
		1	暖房能力 (kW)	8.9		
		1	電 源 (φ/V)	1φ 200V		
		1	消費電力 (kW)	0.404 (冷房) 0.543 (暖房)		
		1	送風機出力 (kW)	0.38 × 1 台		
		1	配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 15.9		
MAC-3	屋外 (猫隔離室系統)		形 式	ビル用マルチエアコン室外機	1	RC 基礎(建築工事) アクティブフィルター 他付属品一式 国交省仕様 ※24 時間稼働
			冷房能力 (kW)	45.0		
			暖房能力 (kW)	50.0		
			電 源 (φ/V)	3φ 200V		
			消費電力 (kW)	12.50 (冷房) 11.90 (暖房)		
			圧縮機出力 (kW)	10.1 × 1 台		
			送風機出力 (kW)	0.67 × 2 台		
			APF(2015)	6.7		
			配管(液/ガス) (φ)	12.7 / 28.6		
MAC-3-1 MAC-3-2 MAC-3-3	猫隔離室 搬入動物 猫検査室 1 / 猫検査室 2	1	形 式	外気処理エアコン(天井埋込ダクト形)	3	ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様 ※24 時間稼働
		1	冷房能力 (kW)	14.0		
		1	暖房能力 (kW)	8.9		
		1	電 源 (φ/V)	1φ 200V		
			消費電力 (kW)	0.404 (冷房) 0.543 (暖房)		
			送風機出力 (kW)	0.38 × 1 台		
			配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 15.9		

記号	設置場所	階	仕 様					台数	備 考	
PAC-1	研修室	1	形 式	天井カセット形 4方向吹出口同時ツイン型					3	自動昇降化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様 室内機吊り架台
PAC-2	研修室	1	冷房能力 (kW)	14.0 (6.3～16.0)						
PAC-3	研修室	1	暖房能力 (kW)	16.0 (7.3～20.0)						
			電 源 (φ/V)	3φ 200V						
			消費電力 (kW)	3.50 (冷房)	3.80 (暖房)					
			圧縮機出力 (kW)	2.83	×1		台			
			送風機出力 (kW)	0.106 × 2 (内機)	0.110+0.110 (外機)					
			APF(2015)	6.1						
			配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 15.9						
PAC-4	事務室	1	形 式	天井カセット形 4方向吹出口同時ツイン型					4	自動昇降化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様 PAC-4及びPAC-5は室内機吊り架
PAC-5	事務室	1	冷房能力 (kW)	10.0 (4.8～11.2)						
PAC-6	啓発展示エリア	1	暖房能力 (kW)	11.2 (5.1～14.0)						
PAC-7	啓発展示エリア	1	電 源 (φ/V)	3φ 200V						
			消費電力 (kW)	2.30 (冷房)	2.45 (暖房)					
			圧縮機出力 (kW)	1.79	×1		台			
			送風機出力 (kW)	0.053 × 2 (内機)	0.110+0.110 (外機)					
			APF(2015)	6.4						
			配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 15.9						
PAC-8	食餌調整室 2	1	形 式	天井カセット形 4方向吹出型					2	自動昇降化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様
PAC-9	ボランティアルーム	1	冷房能力 (kW)	7.1 (2.3～8.0)						
			暖房能力 (kW)	8.0 (2.0～10.6)						
			電 源 (φ/V)	1φ 200V						
			消費電力 (kW)	1.59 (冷房)	1.61 (暖房)					
			圧縮機出力 (kW)	1.29	×1		台			
			送風機出力 (kW)	0.106 (内機)	0.084 (外機)					
			APF(2015)	6.8						
			配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 15.9						
PAC-10	遺伝子検査室	1	形 式	天井カセット形 4方向吹出型					3	自動昇降化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様
PAC-11	細菌検査室	1	冷房能力 (kW)	4.5 (1.2～5.0)						
PAC-12	臨床検査室	1	暖房能力 (kW)	5.0 (1.3～6.3)						
			電 源 (φ/V)	1φ 200V						
			消費電力 (kW)	0.915 (冷房)	1.03 (暖房)					
			圧縮機出力 (kW)	0.85	×1		台			
			送風機出力 (kW)	0.053 (内機)	0.050 (外機)					
			APF(2015)	7.8						
			配管(液/ガス) (φ)	6.4 / 12.7						
PAC-13	廊下	1	形 式	天井カセット形 2方向吹出口同時ツイン型					1	自動昇降化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様
			冷房能力 (kW)	14.0 (6.3～16.0)						
			暖房能力 (kW)	16.0 (7.3～20.0)						
			電 源 (φ/V)	3φ 200V						
			消費電力 (kW)	4.50 (冷房)	4.63 (暖房)					
			圧縮機出力 (kW)	2.83	×1		台			
			送風機出力 (kW)	0.106 × 2 (内機)	0.110+0.110 (外機)					
			APF(2015)	5.1						
			配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 15.9						
PAC-14	食餌調整室 1	1	形 式	天井カセット形 2方向吹出型					2	自動昇降化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様 PAC-15は室内機吊り架台
PAC-15	トリミングルーム	1	冷房能力 (kW)	14.0 (6.3～16.0)						
			暖房能力 (kW)	16.0 (7.3～20.0)						
			電 源 (φ/V)	3φ 200V						
			消費電力 (kW)	5.10 (冷房)	4.75 (暖房)					
			圧縮機出力 (kW)	2.83	×1		台			
			送風機出力 (kW)	0.106+0.106 (内機)	0.110+0.110 (外機)					
			APF(2015)	5.0						
			配管(液/ガス) (φ)	9.5 / 15.9						
PAC-16	診察室	1	形 式	天井カセット形 2方向吹出型					1	自動昇降化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様
			冷房能力 (kW)	4.5 (2.1～5.0)						
			暖房能力 (kW)	5.0 (2.3～6.3)						
			電 源 (φ/V)	1φ 200V						
			消費電力 (kW)	1.200 (冷房)	1.22 (暖房)					
			圧縮機出力 (kW)	0.85	×1		台			
			送風機出力 (kW)	0.046 (内機)	0.050 (外機)					
			APF(2015)	6.0						
			配管(液/ガス) (φ)	6.4 / 12.7						

記号	設置場所	階	仕 様				台数	備 考	
PAC-17	管理室	1	形 式	天井カセット形			1 方向吹出型	1	化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様
			冷房能力 (kW)	4.5			(2.1～5.0)		
			暖房能力 (kW)	5.0			(2.3～6.3)		
			電 源 (φ/V)	1φ 200V					
			消費電力 (kW)	1.20	(冷房)	1.30	(暖房)		
			圧縮機出力 (kW)	0.85		× 1	台		
			送風機出力 (kW)	0.078	(内機)	0.050	(外機)		
			APF(2015)	5.5					
			配管(液/ガス) (φ)	6.4			/ 12.7		
PAC-18 PAC-19	手術室 安置室	1 1	形 式	天井カセット形			1 方向吹出型	2	化粧パネル ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様
			冷房能力 (kW)	3.6			(1.7～4.0)		
			暖房能力 (kW)	4.0			(1.8～5.3)		
			電 源 (φ/V)	1φ 200V					
			消費電力 (kW)	0.85	(冷房)	1.00	(暖房)		
			圧縮機出力 (kW)	0.59		× 1	台		
			送風機出力 (kW)	0.078	(内機)	0.050	(外機)		
			APF(2015)	5.8					
			配管(液/ガス) (φ)	6.4			/ 12.7		
PAC-20	猫展示室	1	形 式	天井埋込ダクト形				1	ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様
			冷房能力 (kW)	12.5			(5.7～14.0)		
			暖房能力 (kW)	14.0			(6.3～18.0)		
			電 源 (φ/V)	3φ 200V					
			消費電力 (kW)	3.37	(冷房)	3.46	(暖房)		
			圧縮機出力 (kW)	2.36		× 1	台		
			送風機出力 (kW)	0.300	(内機)	0.110+0.110	(外機)		
			APF(2015)	5.1					
			配管(液/ガス) (φ)	9.5			/ 15.9		
PAC-21 PAC-22 PAC-23	犬マッチングルーム 猫マッチングルーム 猫展示室	1 1 1	形 式	天井埋込ダクト形				3	ドレンアップメカ ワイヤードリモコン ロングライフフィルター 他付属品一式 国交省仕様 PAC-21 及び PAC-23 は室内機吊 り架台
			冷房能力 (kW)	4.5			(2.1～5.0)		
			暖房能力 (kW)	5.0			(2.3～6.3)		
			電 源 (φ/V)	1φ 200V					
			消費電力 (kW)	1.53	(冷房)	1.20	(暖房)		
			圧縮機出力 (kW)	0.85		× 1	台		
			送風機出力 (kW)	0.130	(内機)	0.050	(外機)		
			APF(2015)	5.4					
			配管(液/ガス) (φ)	6.4			/ 12.7		
PAC-24	事業者事務室	1	形 式	天井カセット形			2 方向吹出型	1	ワイヤードリモコン 他付属品一式 国交省仕様
			冷房能力 (kW)	7.1			(3.8～8.0)		
			暖房能力 (kW)	8.0			(3.6～10.6)		
			電 源 (φ/V)	1φ 200V					
			消費電力 (kW)	1.87	(冷房)	2.24	(暖房)		
			圧縮機出力 (kW)	1.29		× 1	台		
			送風機出力 (kW)	0.084	(内機)	0.106	(外機)		
			APF(2015)	5.0					
			配管(液/ガス) (φ)	9.5			/ 15.9		

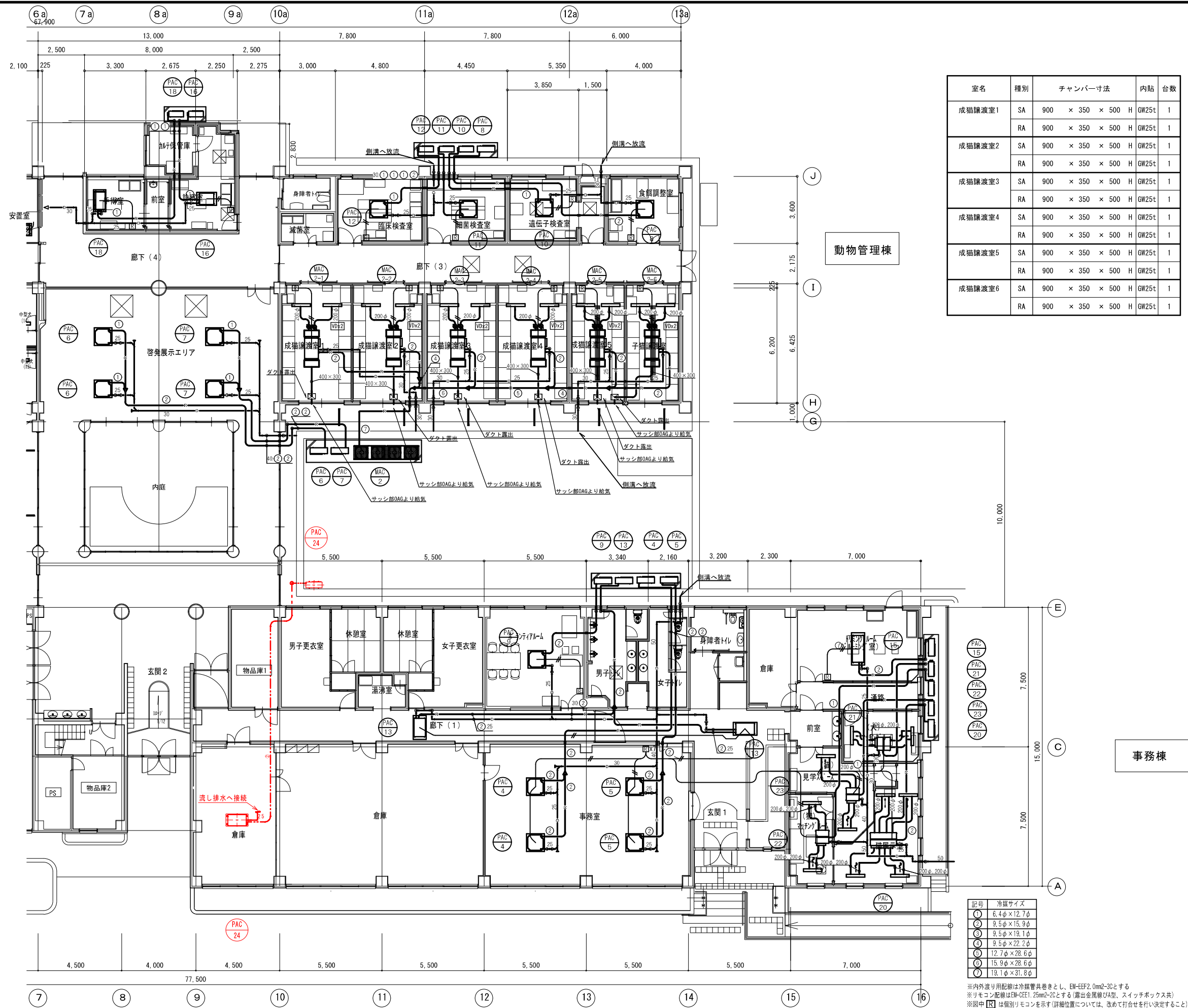
別紙 8 - 2 空調一覧

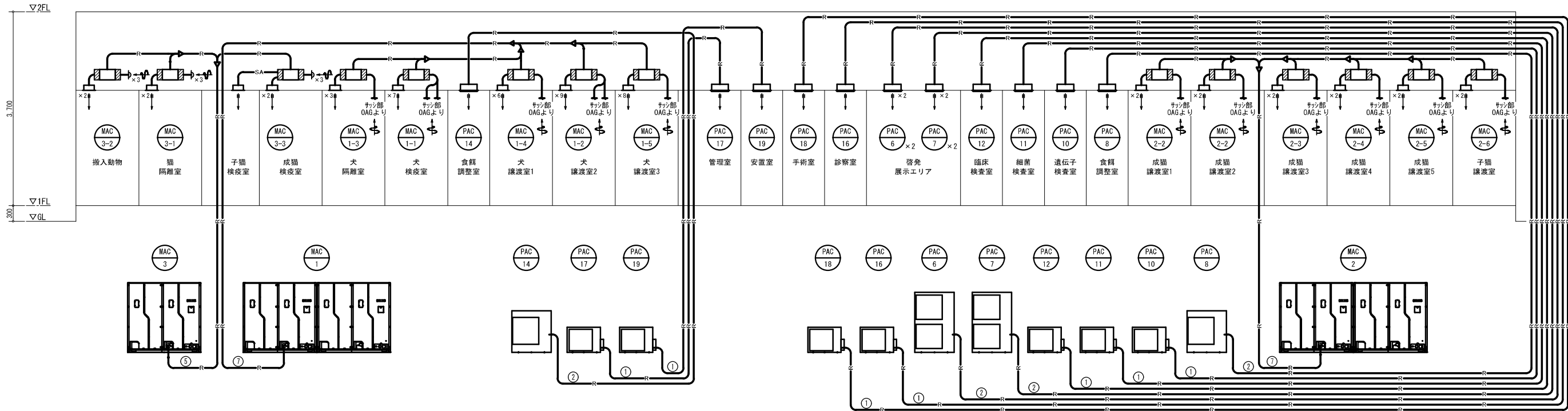
室名	種別	チャンバー寸法	内貼	台数
犬隔離室	SA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
	RA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
犬検査室	SA	1,500 × 400 × 500 H	GW25t	1
	RA	1,500 × 400 × 500 H	GW25t	1
犬譲渡室1	SA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
	RA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
犬譲渡室2	SA	1,500 × 600 × 500 H	GW25t	1
	RA	1,500 × 400 × 500 H	GW25t	1
犬譲渡室3	SA	900 × 600 × 500 H	GW25t	1
	RA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
搬入動物	SA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
	RA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
猫隔離室	SA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
	RA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
猫検査室	SA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1
	RA	900 × 350 × 500 H	GW25t	1



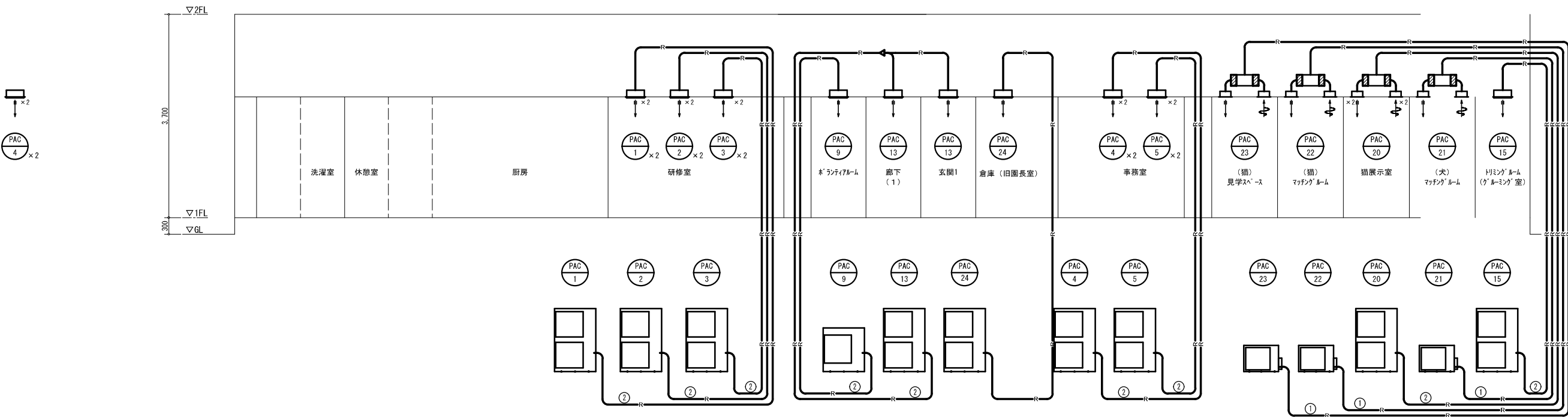
記号	冷暖サイズ
①	6.4φ×12.7φ
②	9.5φ×15.9φ
③	9.5φ×19.1φ
④	9.5φ×22.2φ
⑤	12.7φ×28.6φ
⑥	15.9φ×28.6φ
⑦	19.1φ×31.8φ

※内外渡り用配線は冷媒管共巻きとし、EM-EEF2.0mm2-3Cとする
※リモコン配線はEM-CEE1.25mm2-2Cとする(露出金属線FA型、スイッチボックス共)
※図中「R」は個別リモコンを示す(詳細位置については、改めて打合せを行い決定すること)





動物管理棟系統図



事務所棟系統図

納入仕様書

オゾンガス製造装置
SAT-100GCL
SAT-200GCXL



三協エアテック株式会社

本 社 大阪市北区芝田2丁目5番6号
〒530-0012 TEL.06(6374)6140 FAX.06(6374)6150
東京支店 東京都台東区三筋2丁目6番11号
〒111-0055 TEL.03(5821)8021 FAX.03(5821)8027
HP アドレス <https://www.sat.co.jp/>

型 式	SAT-100GCL
オゾンガス発生量	10.0g/h (20℃ 大気圧)
オゾンガス濃度	41.7g/Nm ³ (20℃ 大気圧)
オゾンガス流量	0.24Nm ³ /h (4.0NL/min)
オゾンガス圧力	0.05MPa (0.5kg/cm ² ・G)
オゾナイザー	空冷式円筒型 無声放電方式
酸素ガス発生部	PSA方式
電源電圧	AC100V 50/60Hz (電源ケーブル2m、プラグ付)
消費電力	0.6kW
運転方式	ローカル/リモート(24時間タイマーまたは外部運転信号)
電気信号	(入力) 外部運転・・・クローズ中運転、接点容量DC30mV 20mA必要 緊急停止・・・クローズ中停止、接点容量DC30mV 20mA必要 オゾン停止・・・クローズにてオゾン発生のみ停止、接点容量DC30mV 20mA必要 オゾン運転・・・クローズにてオゾン発生、接点容量DC30mV 20mA必要 ※1 (出力) 運転中、オゾンガス発生中、純度低下、装置異常 各出力信号ともにクローズ無電圧 A接点出力 接点容量DC30V 0.5A以下(AC125V 1A以下)
オゾンガス出口	Rc1/4
環境周囲温度	5~35℃
環境周囲湿度	10~80%RH
発熱量 Δ2	516 kcal/h
必要換気量 Δ2	8.0 m ³ /min ※2
装置寸法(mm)	430W × 700D × 865H (突起物等含まず)
装置質量	約90kg
塗装色	本体:DIC545 半艶(灰)、操作パネル:DIC182 半艶(青)

※1 装置異常信号には原料空気低下、および圧力低下を含みます。

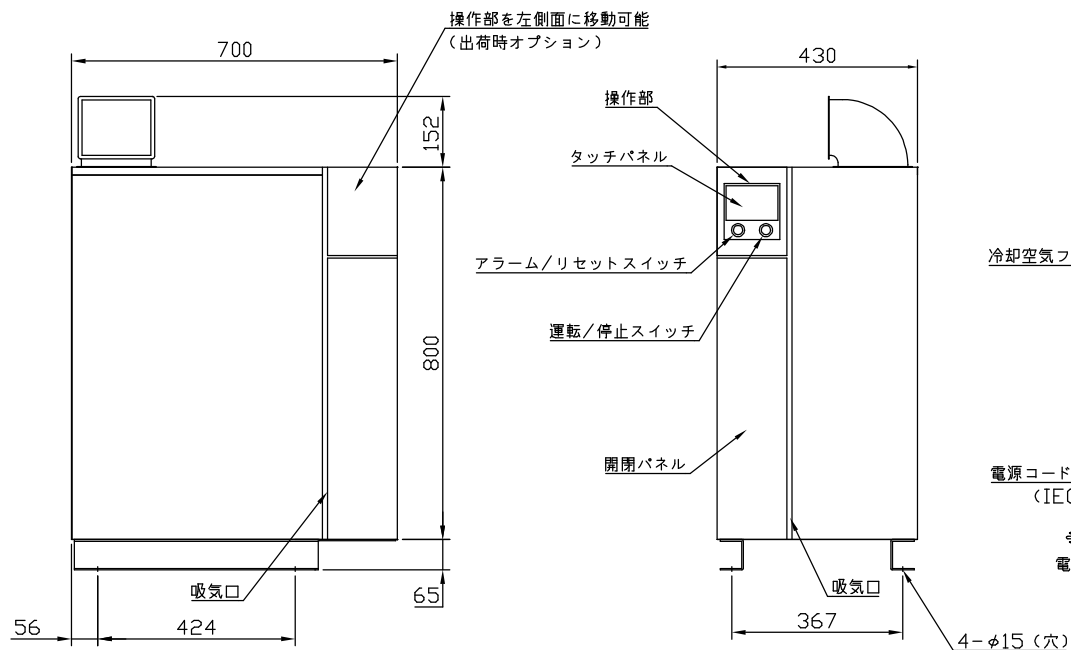
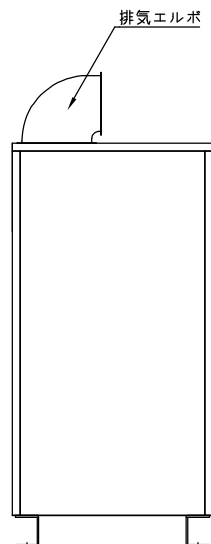
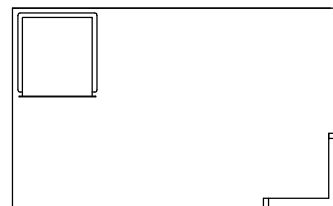
※2 ガス発生装置1台のみを運転し、温度上昇5℃以下に保つ理論値

		Δ2	必要換気量修正・追加	2022.8.1/山田
		番号	改定内容	変更日/担当
御注文主 customer 御使用先 FINAL USER		殿 殿	作成日 DATE 2020.2.22	図名 TITLE オゾンガス製造装置 仕様書
S.A.T Sankyo Air Tech co.,LTD				型式 TYPE SAT-100GCL
作 成 DRAWN	照 査 CHECKED	設 計 DESIGNED	承 認 APPROVED	頁 PAGE
山本		山本	山本	
				図番 DWG.No TS40042

質量：約90kg

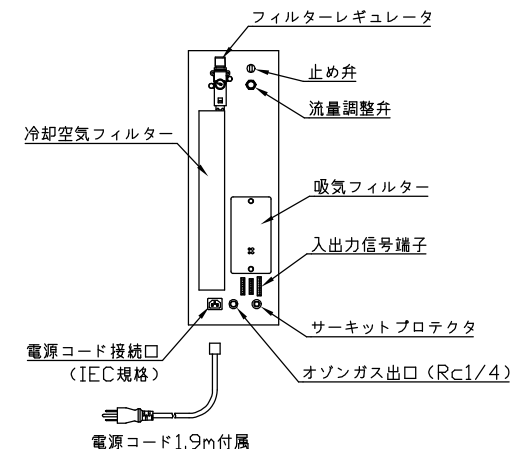
標準仕様 排気口エルボ

排気口の向きを水平方向90°単位で
変更可能
排気口エルボを外し上吹きも可能



電源コードなどの配線およびオゾンガス配管は
開閉パネル下側より装置内に接続する
△1
メンテナンススペースとして装置の全周に
650mmの空間を確保してください。

開閉パネル内部



⚠	メンテナンススペースの追記	2020.6.15/山本
番号	改訂内容	変更日/担当

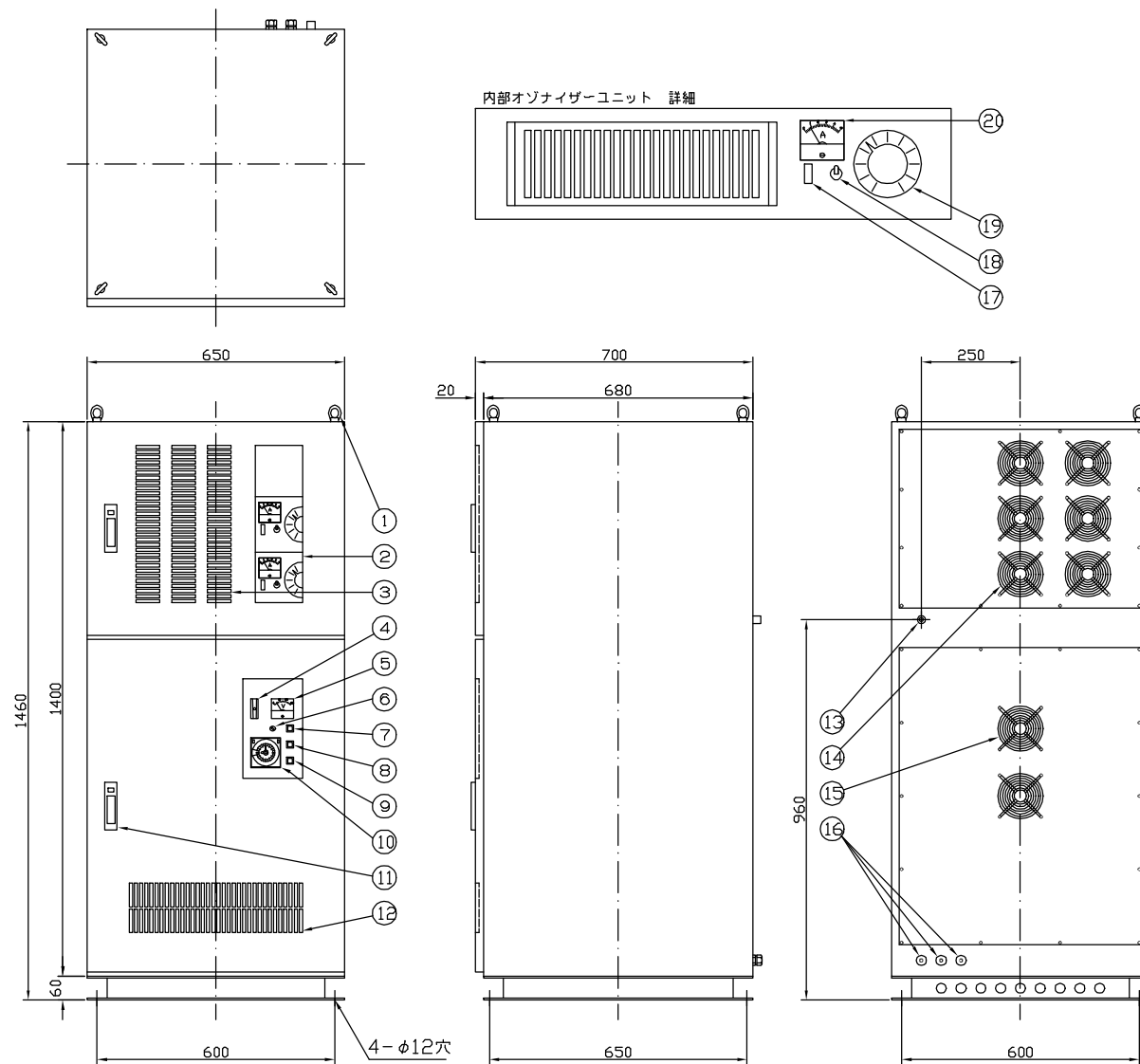
御注文主 CUSTOMER		殿	作成日 DATE	図名 TITLE
御使用先 FINAL USER		殿	2020.2.27	オゾンガス製造装置 外形図
S.A.T Sankyo Air Tech co.,LTD				型式 TYPE
作成 DRAWN	照査 CHECKED	設計 DESIGNED	承認 APPROVED	頁 PAGE
山本		山本	山本	図番 DWG.No TS30042

型 式	SAT-200GCXL
オゾンガス発生量	20.0g/h (20℃ 大気圧)
オゾンガス濃度	41.7g/Nm ³ (20℃ 大気圧)
オゾンガス流量	0.48Nm ³ /h (8.0NL/min)
オゾンガス圧力	0.049MPa (0.5kg/cm ² ・G)
オゾナイザー	空冷式円筒型 無声放電方式
酸素ガス発生部	PSA方式
電源電圧	単相AC200V 50/60Hz
消費電力	1.5kW
運転方式	ローカル/リモート(24時間タイマーまたは外部運転信号)
電気信号 ※1	(入力) 外部運転信号…メーク(ON)中運転、接点容量DC24V 0.1A必要 非常停止信号…メーク(ON)中停止、接点容量AC125V 0.1A必要 (出力) 運転中有電圧…運転中(ON)、接点容量AC100V 1A以内 オゾン発生中信号…発生中メーク(ON)、接点容量AC125V 1A以内(ドライ接点) 装置異常信号…異常時メーク(ON)、接点容量AC125V 1A以内(ドライ接点)
オゾンガス出口	Rc3/8
環境周囲温度	10~35℃
環境周囲湿度	10~80%RH
発熱量 △5	1290kcal/h
必要換気量 △5	20m ³ /min以上 ※2
装置寸法(mm)	650W × 700D × 1460H (突起物等含まず)
装置質量	約220kg
塗装色	本体:DIC546 1/2 半ツヤ、操作パネル:DIC521

※1 装置異常信号出力には装置内部のエアコンプレッサー異常、および装置の温度異常が含まれます。

※2 ガス発生装置1台のみを運転し、温度上昇5℃以下に保つ理論値。

△5		発熱量・必要換気量修正	2022.8.15/山田
番号		改定内容	変更日/担当
御注文主 customer 御使用先 FINAL USER		殿 殿	作成日 DATE 2008.9.17
S.A.T Sankyo Air Tech co.,LTD		図名 TITLE オゾンガス製造装置 仕様書	
作成 DRAWN	照査 CHECKED	設計 DESIGNED	承認 APPROVED
小谷	両下	高橋	木村
		型式 TYPE SAT-200GCXL	
		図番 DWG.No YK-080917-25	



メンテナンススペースを下記寸法で確保して下さい。

装置前面：650mm

装置側面：左右650mm

品番	品名	備考
①	アイボルト	M12
②	オゾナイザーユニット外部点検窓	
③	オゾナイザー部吸気口	
④	酸素ガス流量計	
⑤	受電電圧計	
⑥	ロー加/リセット	
⑦	運転/停止	
⑧	温度異常/リセット	
⑨	装置異常/リセット	
⑩	24時間タイマー	
⑪	ハンドル	
⑫	酸素発生部吸気口	
⑬	オゾンガス出口	Rc3/8 △
⑭	オゾナイザー部排気口	
⑮	酸素発生部排気口	
⑯	ケーブル孔	
⑰	オゾン発生中アラーム	
⑱	オゾナイザーON/OFF	
⑲	オゾン発生量調節器	
⑳	オゾナイザー電流計	

△	オゾンガス出口 Rc3/8に変更	2017.2.17/山本
番号	改訂内容	変更日/担当

御注文主 CUSTOMER	作成日 DATE	図名 TITLE
御使用先 FINAL USER	2008.9.17	オゾンガス製造装置
S.A.T Sankyo Air Tech co.,LTD		外形図
作成 DRAWN	照査 CHECKED	設計 DESIGNED
小谷	両下	高橋
	承認 APPROVED	頁 PAGE
	木村	
		型式 TYPE
		SAT-200GCXL
		図番 DWG.No
		YK-080917-26

納入仕様書

アクアオゾンフィルターボックス

SAT-120AOFBY2

SAT-200AOFBY3

アクアオゾンフィルターコントローラー

SAT-ACC05

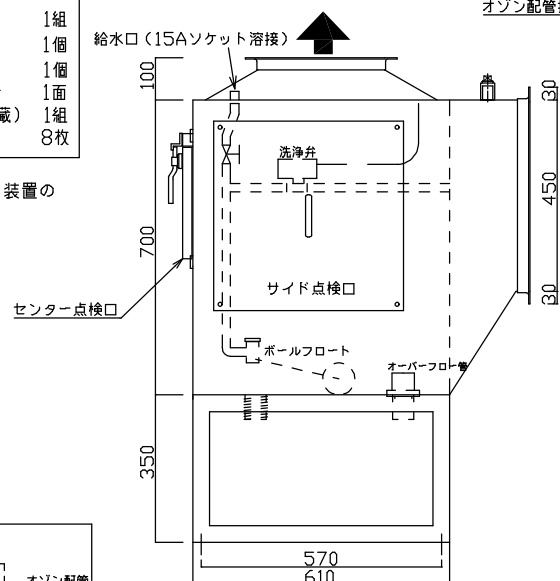


三協エアテック株式会社

本 社 大阪市北区芝田2丁目5番6号
〒530-0012 TEL.06(6374)6140 FAX.06(6374)6150
東京支店 東京都台東区三筋2丁目6番11号
〒111-0055 TEL.03(5821)8021 FAX.03(5821)8027
HP アドレス <https://www.sat.co.jp/>

型式	SAT-120ADF BY3
ケーシング	SUS304 (1.2mm)
処理風量	3960~7200CMH
吸込側開口寸法	1780×450 (mm)
吐出側開口寸法	800×300 (mm)
貯水量	67L
質量 (稼働時)	224kg
静圧	250~350Pa
付属品	吸込フランジ 1組 吐出フランジ 1組 洗浄電動弁 (内蔵) 1個 排水電動弁 (40A) 1個 ACCコントローラー 1面 ボールフロート (内蔵) 1組 デミスター (内蔵) 8枚

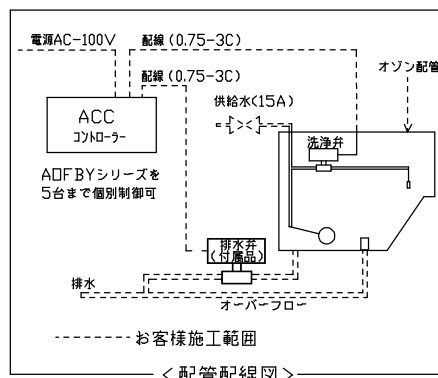
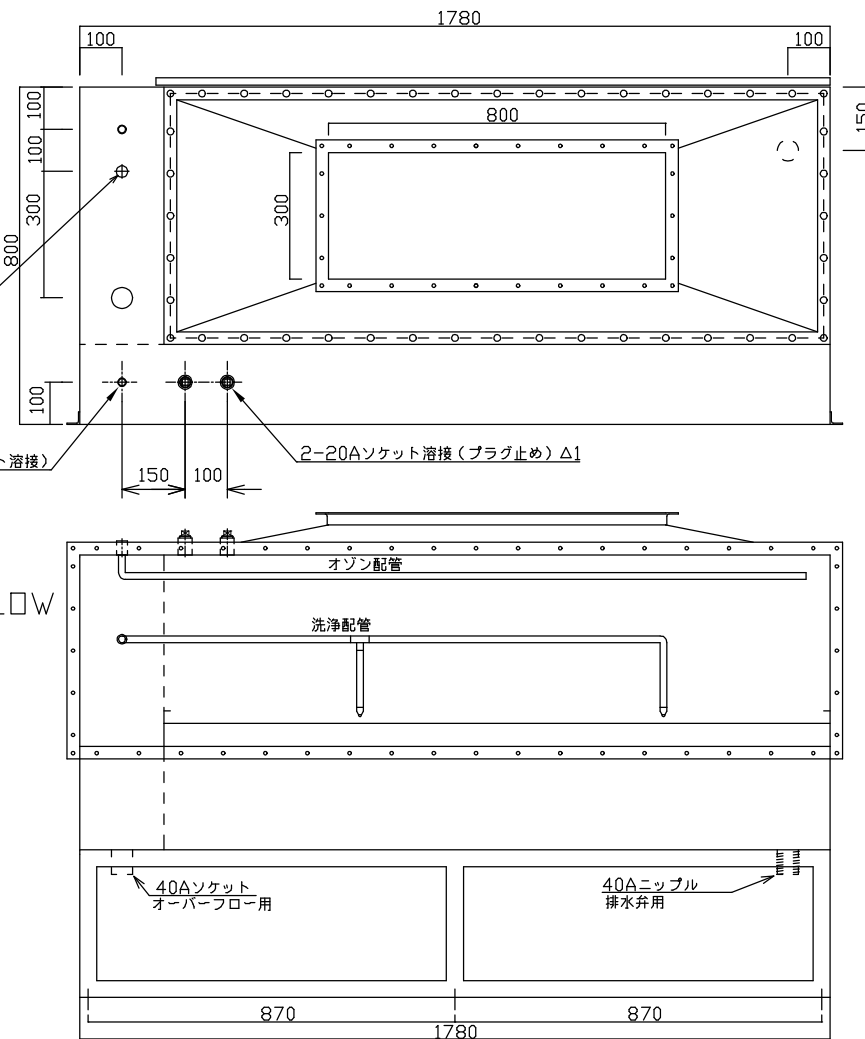
メンテナンススペースとして点検口がある装置の
2側面に下記の空間を確保してください
センター点検口側：800mm以上
サイド点検口側：500mm以上



φ28 (配線口)
(防水ブリカWBGL24推奨)

オゾン配管接続 (15Aソケット溶接)

AIR FLOW



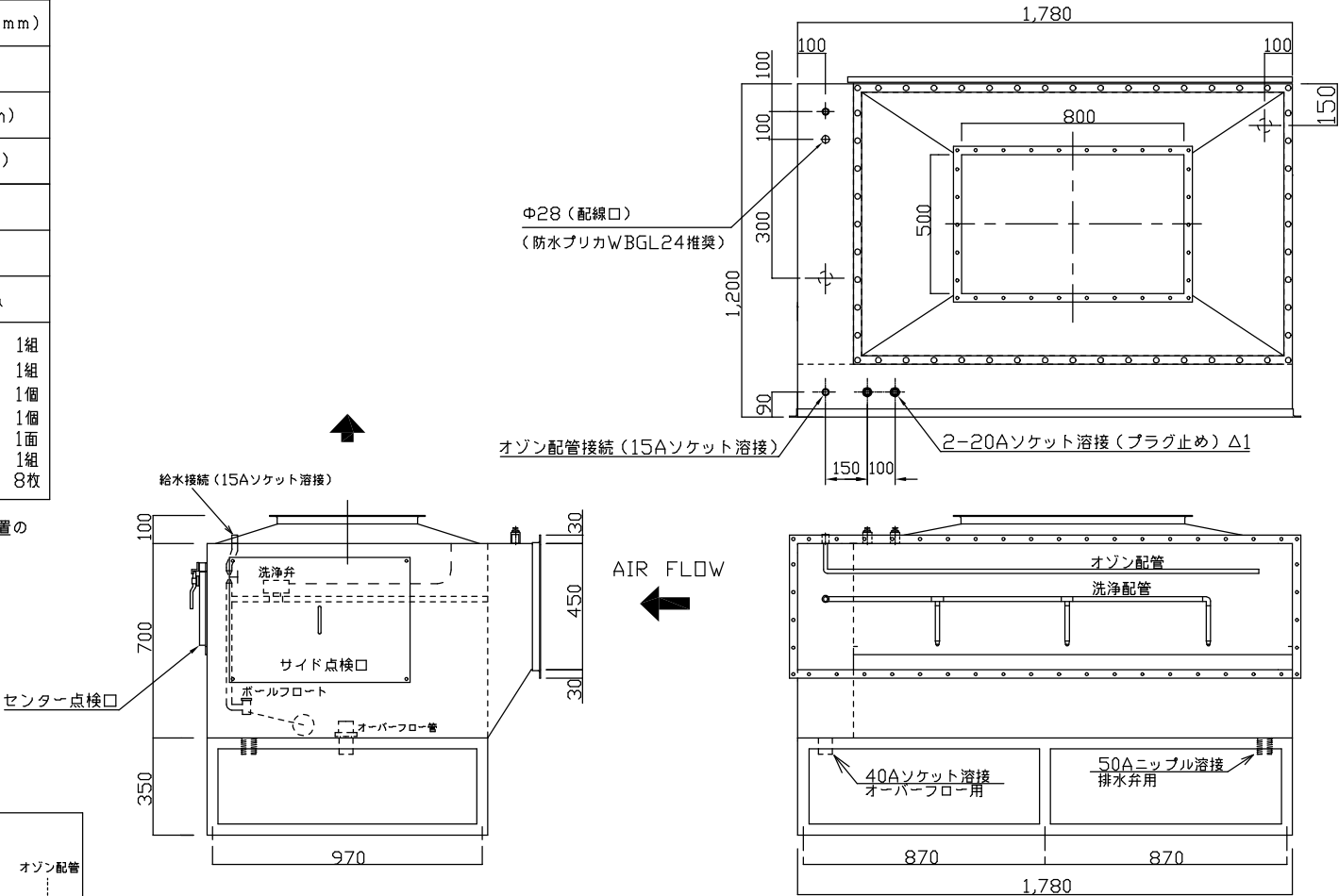
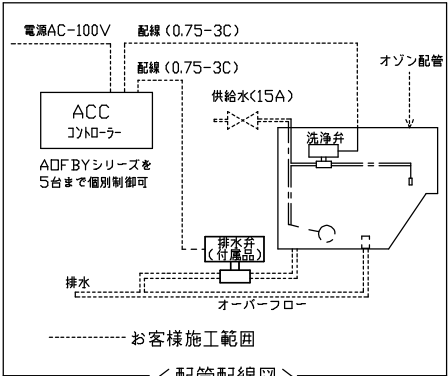
ノゾキ窓追加	2024.5.9/山本
番号	改訂内容
	変更日/担当

御注文主 CUSTOMER	殿	作成日 DATE	図名 TITLE
御使用先 FINAL USER	殿	2022.6.14	アクアオゾンフィルター 外形図 (屋外仕様)
S.A.T Sankyo Air Tech co.,LTD		型式 TYPE	SAT-120ADF BY3
作成 DRAWN	照査 CHECKED	設計 DESIGNED	承認 APPROVED
山本		高橋	山本
		買 PAGE	図番 DWG.No
		-	TS30067

品番	品名	備考
①		

型式	SAT-200ADFBY3
ケーシング	SUS304(1.2mm)
処理風量	7920~11880CMH
吸込側開口寸法	1780×450(mm)
吐出側開口寸法	800×500(mm)
貯水量	110L
質量(稼働時)	332kg
静圧	250~350Pa
付属品	吸込フランジ 1組 吐出フランジ 1組 洗浄電動弁(内蔵) 1個 排水電動弁(50A) 1個 ACCコントローラー 1面 ボールフロート(内蔵) 1組 デミスター(内蔵) 8枚

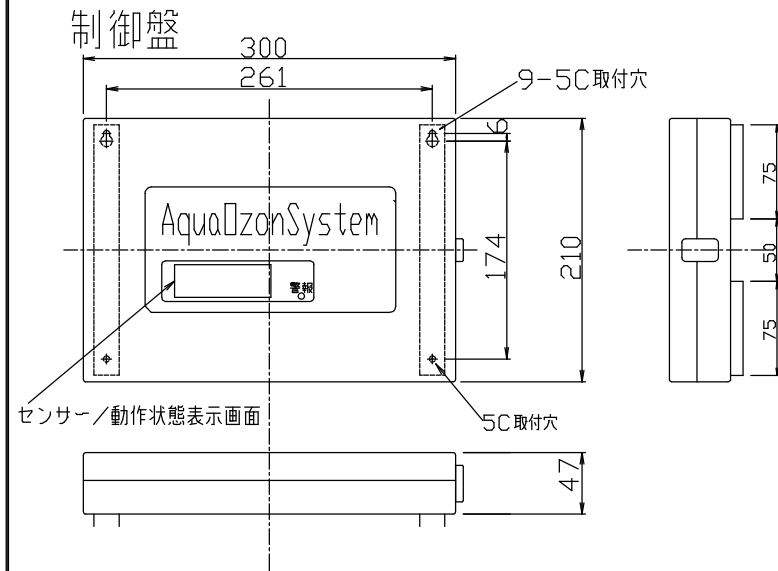
メンテナンススペースとして点検口がある装置の2側面に下記の空間を確保してください
 センター点検口側：1,200mm以上
 サイド点検口側：500mm以上



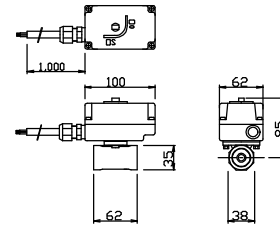
△	ノズキ窓追加	2024.2.29/山本
番号	改訂内容	変更日/担当

御注文主 CUSTOMER	殿	作成日 DATE	図名 TITLE
御使用先 FINAL USER	殿	2022.6.14	アクアオゾンフィルター 外形図(屋外仕様)
SAT Sankyo Air Tech co.,LTD		型式 TYPE	SAT-200ADFBY3
作成 DRAWN	照査 CHECKED	設計 DESIGNED	承認 APPROVED
山本		高橋	山本
		頁 PAGE	図番 DWG.No
		-	TS30068

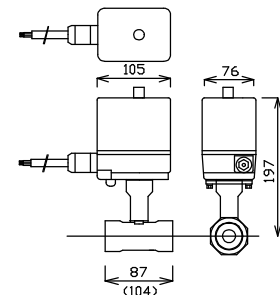
品番	品名	備考
①		



洗浄電動弁



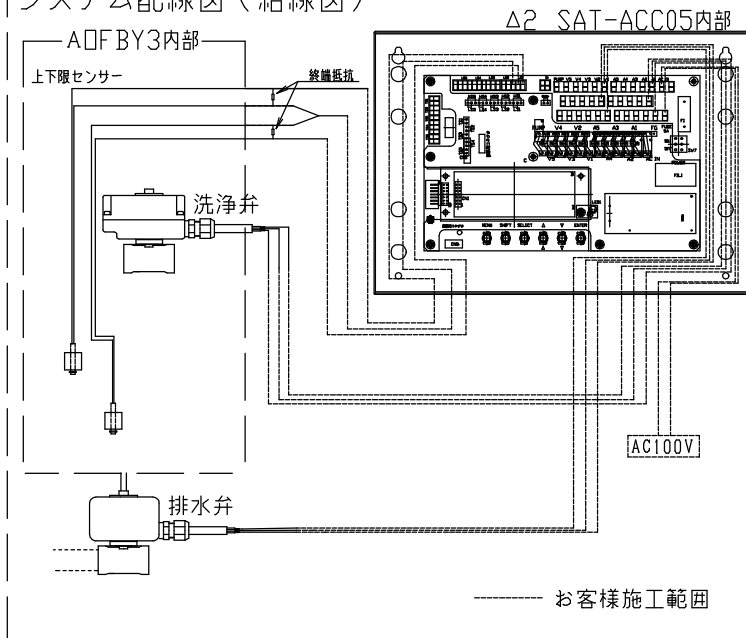
排水電動弁



※()内は50Aの寸法です

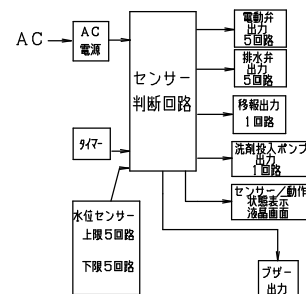
仕様	
制御盤	寸法 300×210×62 mm
	重量 2.9Kg
	入力電圧 AC85~100V 50/60Hz共用
	消費電流 0.12A
	設定 時計設定 洗浄時間設定(2分~15分,30,60,90,120分)
	洗浄時刻設定(1日12回まで) 排水時間(0分~10分)
	洗剤投入時刻(1日12回まで) 洗剤投入時間(0分~120分)
	監視回路 上限5回路 下限5回路
	環境条件 使用温度 -10~45°C
	使用湿度 20~85%
洗浄電動弁	材質 冷間圧延鋼板 t=1.2
	塗装処理 メタリックシルバー焼付塗装
	作動圧力範囲 0~10kgf/cm ²
	流体温度 不凍 0°C~80°C
	接続口径 15A
	定格電圧 AC100V
	消費電力 4.0W/4.2W
排水電動弁	材質 ボール SUS316
	ボディ プラスティックカバー(弁棒 SUS316)
	規格 JIS B 0203管用テーパーねじ
	作動圧力範囲 0~10kgf/cm ²
	流体温度 不凍 0°C~80°C
	接続口径 40A…対応型式: SAT-30~180ADF BYシリーズ
	50A…対応型式: SAT-240~310ADF BYシリーズ
	定格電圧 AC100V
	消費電力 19W~30W
	材質 ボール SUS316
	ボディ CAC406(弁棒 SUS316)
	規格 JIS B 0203管用テーパーねじ

システム配線図(結線図)



移報出力接点容量AC125V3A

ブロックシーケンス



△	型式変更	2022,2.10山本
番号	改訂内容	変更日/担当

第三角法 3RD ANGLE PROJECTION		DIN. IN.	尺度 SCALE	作成日 DATE	図名 TITLE アクアオゾンフィルター コントロール（電動弁）仕様
			—	2008.4.21	
S.A.T Sankyo Air Tech co.,LTD					
作 成 DRAWN	照 査 CHECKED	設 計 DESIGNED	承 認 APPROVED	頁 PAGE	型式 TYPE SAT-ACC05
小谷	両下	高橋	木村	—	図番 DWG.No GACC-05

余白

御注文主： _____ 殿

令和 6 年度〔第 36-Z2141-01 号〕
静岡県動物愛護センター（仮称）

御納入先： _____ 改修他工事（電気設備） 御用

AP95C-5S(6B105T-GL × 80kVA)

防災用自家発電設備

完 成 図

ヤンマーエネルギーシステム株式会社

納入台数： _____ 1 台

工事番号： _____

オーダー番号

Y2501-062

C2-95399

装置仕様書

1. 概要

本装置は、一般社団法人日本内燃力発電設備協会の適合マーク及び構成機器全てに登録票を貼付し、各機器は信頼性の高い部品で構成し、保守点検が容易な構造とします。
認定区分は即時長時間形自家発電装置(Y型)とします。

2. 関連法規

- ・ 消防法
- ・ 日本産業規格(JIS)
- ・ 電気規格調査会標準規格(JEC)
- ・ 日本電機工業会標準規格(JEM)
- ・ 電気設備技術基準

3. 使用条件

1) 設置条件

- ・ 温度 $-5^{\circ}\text{C} \sim +40^{\circ}\text{C}$
- ・ 相対湿度 85%以下
- ・ 高度 海拔 300m以下

2) 使用燃料・潤滑油

- ・ 適用燃料 A重油(セタン指数 45以上)
- ・ 適用潤滑油 APIサービス分類: CD級

3) 据付基礎

本装置は、共通台床上に防振ゴムによる防振装置(耐震ストッパー付)にて機器を取り付けています。据付基礎は、本装置質量(静的荷重)の3倍程度の荷重強度を有するものとして下さい。

4. 塗装色

- ・ エンジン グレー
- ・ 発電機 メタリックエコーシルバー
- ・ 制御盤 マンセル: 5Y7/1 半ツヤ
- ・ 共通台床 マンセル: N1
- ・ 外箱(キュービクル) マンセル: 5Y7/1 半ツヤ

5. 制御方法

1) 自動運転

自動制御装置の「自動・試験」スイッチにて自動モードにすると、タイムチャート通りの動作を自動的に行います。

2) 試験運転

自動制御装置の「自動・試験」スイッチにて試験モードにすると、各操作(始動・停止・負荷切替)を手動にて行うことができます。

3) 保守運転

1週間又は2週間毎に3分間、任意の時刻に自動的に無負荷運転を行い、発電設備の自己診断を行うことができます。

4) 保安装置

本装置には保安装置が設けてあり、異常があった場合には直ちにエンジン停止、電源遮断等の動作を行い、本機及び負荷を保護すると共に、故障表示灯の点灯及び警報を発します。

5) 充電器

自動充電方式で、蓄電池を安定な状態に維持します。

6. 発電機性能

- ・ 過 電 流 耐 力 : 定格電流の150%にて30秒間かつ定格電流の110%にて30分間
- ・ 過 速 度 耐 力 : 無負荷で定格回転速度の120%にて2分間
- ・ 波 形 く る い 率 : 無負荷定格電圧において10%以内
- ・ 総 合 電 圧 変 動 率 : 定格力率において定格電圧の±2.5%以内
- ・ 最 大 電 圧 降 下 率 : 定格周波数で無負荷運転中、定格電圧で定格電流の100%(力率0.4以下)に相当する負荷(100%インピーダンス)を突然加えた時-30%以内とし、2秒以内に最終定常電圧の-3%以内に復帰
- ・ 等 価 逆 相 耐 量 : 逆相分電流15%の不均衡負荷に耐える
- ・ 温 度 上 昇 限 度 : JIS-C4034-1,5,6「回転電気機械」及びJEM-1354「エンジン駆動陸用同期発電機」による規定以下
- ・ 電 圧 調 整 範 囲 : 無負荷時定格電圧に対して±5%以上

7. ディーゼル機関性能

- ・ 回 転 速 度 変 化 率 : 整定…定格負荷時5%以内
瞬時…負荷投入及び遮断時10%以内、整定回転速度に復帰する時間は8秒以内
- ・ 過 速 度 耐 力 : 発電機直結状態で定格回転速度の110%にて1分間
- ・ 過 負 荷 耐 力 : 定格負荷の110%にて30分間

8. 遠隔通信端末

- ・ 遠隔通信端末を装備しております。
- ・ ユーザー登録をすることで、遠隔監視項目をWeb閲覧することができます。
- ・ 遠隔監視が必要な場合は、別途有償契約となります。

主要目表

S-95399-3

機 種			単 位	AP95C	備 考
発 電 機	形 式	—	—	横軸回転界磁形同期発電機	
	周 波 数	Hz	—	50	
	容 量	kVA	—	80	
	定 格 電 圧	V	—	200	
	定 格 電 流	A	—	231	
	回 転 速 度	min ⁻¹	—	1500	
	力 率	%	—	80	遅 れ
	相 数	—	—	3相3線	
	極 数	—	—	4	
	耐 熱 クラス	発 電 機	—	電機子:155(F) 界磁:180(H)	
		励 磁 機	—	電機子:155(F) 界磁:155(F)	
	励 磁 方 式	—	—	ブラシレス	
	保 護 方 式	—	—	IP20	保護形
	冷 却 方 式	—	—	IC01	自由通流形
	乾 燥 質 量	kg	—	335	
	遮 断 器	メ ー カ ー	—	三菱電機(株)	
		定 格 絶 縁 電 圧	V	690	
		フレーム/定格電流	AF/AT	400/300	
		遮 断 容 量	kA	50	JIS:AC230V
エ ン ジ ン	形 式	—	—	6B105T-GL	
	定 格 出 力	kW	—	91.2	
	回 転 速 度	min ⁻¹	—	1500	
	シ リ ン ダ 数	—	—	6	
	内 径 × 行 程	mm	—	φ105×125	
	総 排 気 量	L	—	6.5	
	燃 焼 方 式	—	—	直接噴射式	
	冷 却 方 式	—	—	ラジエータ冷却	
	冷 却 水 量	L	—	10.0-12.0	Rad-Eng
	ラジエータファン排風量	m ³ /min	—	120	
	燃 料 消 費 量	L/hr	—	20.1(A重油)	裕度+5%を考慮ください
	燃 料 タ ン ク 容 量	L	—	—	別置タンク
	潤 滑 方 式	—	—	ポンプによる強制潤滑	
	潤 滑 油 量	L	—	18.0-8.0	(全量-有効)
	始 動 方 式	—	—	セルモータによる電気始動	
	セ ル モ ー タ 容 量	V-kW	—	24-4.5	
充 電 器	バ ッ テ リ ー	種 類	—	DC24-REH24	制御弁式鉛蓄電池
		容 量	V-Ah	24-24	
	乾 燥 質 量	kg	—	505	
充 電 器	充 電 方 式	—	—	半導体式全自動充電	
	入 力 電 圧	V	—	200~220	
	出 力 電 圧	V	—	27.3	
	出 力 電 流	A	—	4.0	

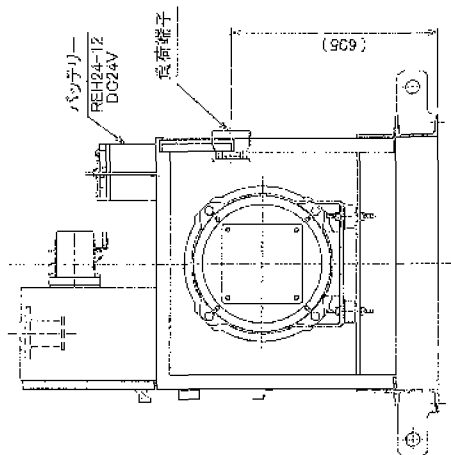
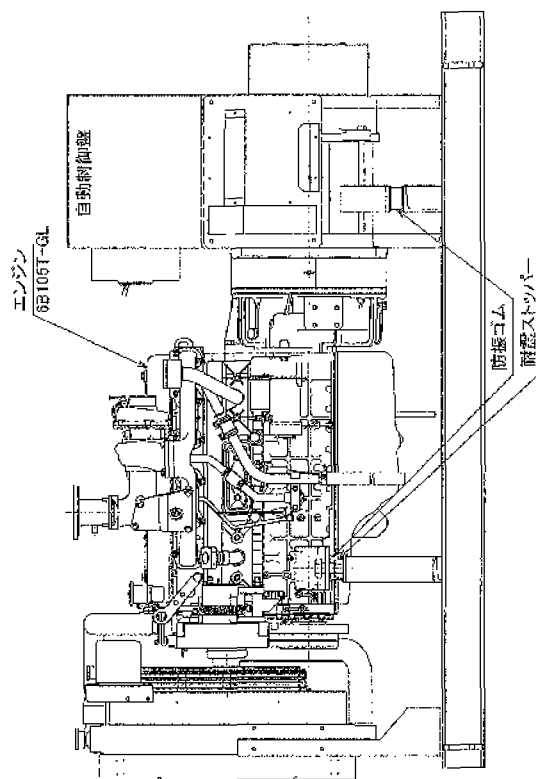


図 2

補修・修理
ADPS/THC
RE-FO

作成日付
2017/09/30

単位
mm
縮尺
1:15
社名
ヤマハ・エレクトリック・システム株式会社

承認
課長

検図
江頭

作社
江頭

等図
縮尺

発電装置内部構造図

A3-57540



改良

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和 6 年12月26日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第49号

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 動物の愛護及び適正な飼養に関する県民の理解を深めることにより、人と動物の共生する社会を実現することを目的として、静岡県動物愛護センター（以下「センター」という。）を富士市に設置する。

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 猫展示エリア
- (2) マッチングルーム
- (3) 研修ルーム
- (4) 啓発展示エリア
- (5) ボランティアルーム
- (6) トリミングルーム
- (7) ドッグラン
- (8) 多目的棟

(事業)

第4条 センターは、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 動物（静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年静岡県条例第70号）第2条第1号に規定する動物をいう。）に関するボランティアの育成及び支援に関すること。
- (3) センターを県民の使用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時45分まで（入館時間は、午後4時15分まで）とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の承認)

第7条 第3条第2号、第3号及び第5号から第7号までに掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 知事は、前条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるに足る相当な理由があるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。

(譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第10条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第8条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第7条第2項の規定により付された条件に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(指定管理者による管理)

第11条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のセンターの管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号及び第4号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第4条第3号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第5条ただし書の規定による開館時間の変更
 - イ 第6条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
 - ウ 第7条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与
 - エ 第8条の規定による使用の不承認（同条第1号から第3号までに掲げる事由による使用の不承認を除く。）
 - オ 前条の規定による承認の取消し又は使用の制限（第8条第1号から第3号までに掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。）
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第2号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 前条第1項の規定による指定は、センターの管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

第13条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものの中から、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 動物の愛護及び適正な飼養に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。

(指定管理者の指定等の公示)

第14条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(利用料金の納付)

第15条 指定管理者が第11条第2項第2号ウの規定により行う第7条第1項の承認（第3条第2号及び第5号に掲げる施設に係るものを除く。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用の日の前日までに使用しない旨の申出があったとき。

(指定管理者の事業報告)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第11条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても、第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定に基づいて行う第11条第1項の規定による指定に係る指定管理者についての第15条第2項の承認は、施行日前においても別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第15条関係）

区 分		利 用 料 金		
		9時から 12時まで	13時から 16時45分まで	9時から 16時45分まで
研修ルーム		3,600円	4,500円	8,100円
トリミングルーム		1時間につき 1,400円		
ドッグラン1		1頭1時間につき 300円		
ドッグラン2	専用に使用する場合	1時間につき 1,800円		
	専用に使用しない場合	1頭1時間につき 300円		

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第59号

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（令和6年静岡県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第12条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第12条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

第3条 条例第18条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 静岡県動物愛護センター（以下「センター」という。）の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) センターの利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別記様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県動物愛護センターの管理に関する業務を行いたいので、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類